

第5節 近畿経済産業局	627
総務企画部	627
1. 一般管理・企画調整等に関する業務	627
2. 統計調査に関する業務	627
地域経済部	628
1. 産学官連携の推進に関する業務	628
2. 地域との連携強化に関する業務	630
3. 研究開発・技術振興に関する業務	632
4. 企業経営の情報化に関する業務	633
産業部	634
1. 商工業に関する業務	634
2. 地域開発に関する業務	636
3. 中小企業対策に関する業務	637
4. 創業・ベンチャー企業の振興等に関する業務	639
5. 流通・サービス産業に関する業務	640
6. 消費者行政に関する業務	642
7. アルコールに関する業務	643
通商部	643
1. 国際化・通商に関する業務	643
資源エネルギー環境部	647
1. 総合エネルギー対策に関する業務	647
2. 環境・リサイクルに関する業務	648
3. 石油業に関する業務	649
4. 鉱業に関する業務	649
5. 電源開発・需給調整に関する業務	649
6. 電気の保安に関する業務	650
7. ガス事業に関する業務	651
8. 産業保安に関する業務	652
産業クラスター及び局のプロジェクト等	652
1. 産業クラスター計画の推進に関する業務	652
2. 近畿地域バイオ関連産業プロジェクトに関する業務	653
3. ものづくり元気企業支援プロジェクトに関する業務	654
4. 情報系クラスター振興プロジェクトに関する業務	656
5. 近畿エネルギー・環境高度化推進プロジェクトに関する業務	657

第5節 近畿経済産業局

総務企画部

1. 一般管理・企画調整等に関する業務

(1) ものづくり技能伝承と技能人材育成に関する調査

近畿地域では、東大阪や尼崎などの産業集積地域に、優れた技術を有し、その技術を活用したものづくりに特色ある企業が数多く存在しているが、技能者の高齢化や不景気による採用の抑制から技能伝承が途絶え、企業や地域産業の活力が低下することが危惧された。

このため、近畿経済産業局では、企業における有効な技能伝承・技能人材育成方法、国等の支援方法等について調査を行った。本調査では、「技能」を企業の強みとして捉えているが、人材育成に割く時間がない、資金がない、効率的な人材育成システムが構築できない等の課題が存在する一方、スーパーテクニシャン制度・社内技能コンテストの導入、人事考課へのスキル評価制度の導入など、特徴的な取組を実施している企業は業績の良いところが多いとの結果を得た。

また、本調査を踏まえて、2005年3月15日に「技能伝承シンポジウム」開催し、企業の戦略的な技能伝承・技能人材育成の促進を図った。

(2) 近畿ブロック地域科学技術振興協議会の設立

地域経済の活性化を推進していくためには、地域の産学官のネットワークの下、地域にある知恵と資源を最大限に活用し、イノベーションの基盤である「科学技術」を軸にした未来志向の地域づくりを強力に推進していくことが重要とされた。

このため、地域クラスター関連施策をはじめとする国の地域科学技術振興施策をより効果的かつ地域のニーズに応じて実施するため、2005年2月21日に近畿経済産業局局長をはじめとした近畿地域の関係府省の地方支分部局等16機関の長による「近畿ブロック地域科学技術振興協議会」を設立し、本協議会が主催する関係府省合同公募説明会を2005年3月2日に開催した。

(3) 近畿広域戦略会議への参画

近畿広域戦略会議は、近畿地域所在の国の地方機関が一体となって、近畿地域の活性化のために戦略的に取り組む

ことを目的に1999年6月に設置された。

本会議では、2003年12月に見直しを行った「7つの戦略テーマに基づく9つの連携プロジェクト」と「地域発まちづくり支援事業」を推進した。

近畿経済産業局では、「次世代ロボット産拠点の形成」、「ITを戦略的に活用した新事業・ベンチャー創出拠点の形成」のプロジェクトの幹事局として関係機関との連携を推進した。また、近畿経済産業局が2003年度に調査した集客に関する調査の方策具体化に向け、近畿広域戦略会議の主催で関係省庁が連携した「地域資源を活用した集客による地域活性化シンポジウム」を2005年2月9日に開催し、「魅力ある地域づくり」の推進を図った。

なお、2005年2月21日に開催された近畿広域戦略会議の局長会議では、観光振興、防災・危機管理等について議論し、今後これらのテーマを中心に連携方策について検討していくこととした。

(4) 広報

各課の施策や新しい取組を「局長記者会見」やプレス発表を通じて公表している。また、局の施策広報誌「パワフルかんさい」（2003年2月まで「マンスリーきんき」）を毎月発刊している。さらに、ホームページの内容を充実させ幅広く情報発信に取り組んでいる。

2. 統計調査に関する業務

(1) 統計法に基づく所管指定統計

(ア) 経済産業省生産動態統計調査

鉱工業生産の動態を明らかにするために、経済産業省生産動態統計調査を毎月実施し、主要な製品の生産実績については、ホームページに掲載した。

なお、データ集計後、特に数値の変動が大きい品目については、当該品目を生産している事業所に対して、変動理由を電話によりヒアリングし、要因を分析した。

・2005年3月末現在の近畿経済産業局経由事業所数

1,743事業所（うち、808事業所はオンライン回答）

(イ) 特定業種石油等消費統計調査

製造業のうち鉄鋼業、化学工業など9業種について、エネルギー消費の動向を明らかにするために、特定業種石油等消費統計調査を毎月実施した。

・2005年3月末現在の近畿経済産業局経由事業所数

112 事業所（うち、50 事業所はオンライン回答）

(ウ) 企業活動基本調査

企業活動の実態を明らかにするために、毎年 6 月 1 日現在で管内に本社が所在する企業（4,896 社）の財務状況、事業展開について、調査を実施した。

(2) 統計調査功績者等表彰式

「統計の日」（毎年 10 月 18 日）の記念行事として、「統計調査功績者等表彰式」を開催し、経済産業省の所管する統計調査に、多大な貢献をした統計調査員を表彰した。

（参考）

（単位：人）

被表彰者数	2004 年度
経済産業大臣表彰	1
近畿経済産業局長表彰	2
調査統計部長感謝状	6

(3) 管内鉱工業指数の作成と公表

近畿地域における鉱工業生産等の動向を明らかにするため、生産動態統計等の調査結果を基に、毎月、管内の生産、出荷、在庫、在庫率指数を作成し、公表した。

(4) 地域別鉱工業指数年報の作成

近畿地域及び管内各府県別の鉱工業生産指数等を取りまとめ、「地域別鉱工業指数年報」を作成した（編集は経済産業省）。

(5) 産業連関表の作成と活用

「平成 12 年近畿地域産業連関表」を作成、公表するとともに報告書を作成した。

なお、公表に合わせて、「デジタル関連産業成長分の生産波及効果」分析を行った。

(6) 大型小売店販売状況（近畿地域）の作成と公表

商業販売統計における管内の大型小売店（百貨店及びスーパー）及びコンビニエンスストアの販売状況について、毎月、ヒアリング等による動向分析を加えた上で、その結果を取りまとめ、公表した。

(7) 「近畿経済の動向」の作成と公表

管内及び全国の生産、個人消費、設備投資、住宅投資、公共投資、貿易、雇用、倒産等に関する主要な経済指標を

収集・分析し、管内経済の実態を把握するとともに、毎月、その結果をもとに管内の景気の現状について判断し、「近畿経済の動向」として取りまとめ、公表した。

(8) 地域経済産業調査

近畿地域に立地する代表的企業等に対し、業況や設備投資、雇用状況等についてヒアリング調査（2004 年 6 月、10 月、2005 年 2 月の 3 回）実施した。

ヒアリング結果を基に、景況や投資動向等の企業活動、個人消費の動向等について分析・取りまとめを行い、調査結果を拡大経済産業局長会議において経済産業大臣に報告するとともに、記者発表にて公表し、ホームページにも掲載した。

- ・2004 年 6 月調査の対象企業数：204 社
- ・2004 年 10 月調査の対象企業数：206 社
- ・2005 年 2 月調査の対象企業数：213 社

(9) 中小企業景況調査

中小企業庁調査室、中小企業基盤整備機構が四半期毎に実施する中小企業景況調査のうち、管内中小企業（約 2,700 社）分の景況感を集計・分析し、公表した。

地域経済部

1. 産学官連携の推進に関する業務

(1) 大学等との連携強化

(ア) 大学等連携推進実務者会議の開催

管内各大学等において実際に産学官連携を進める実務者（コーディネーター等）との定期会合を設置し、経済産業省のみならず文部科学省を含めた幅広い施策情報を積極的に提供するとともに、大学にとって有益な講演や大学等との連携による取組事例紹介を行った。

- ・2004 年度：3 回開催（延べ 89 大学 4 高専・240 名参加）

※第 3 回目は産学官連携コーディネーター関西ブロック会議と合同で開催

(イ) 大学への個別訪問の実施

管内各大学の産学官連携責任者（地域共同研究センター長、リエゾンオフィス所長等）を訪問し、産学官連携を進める上で当該大学が抱える課題（学内体制の整備、知的財産の取扱い、経済産業省施策の活用方法等）について個別相談を実施した。

- ・2004年度：17 大学訪問

(ウ) 若手研究者への支援

管内各大学を訪問し、若手研究者（助教授、助手、講師等）を対象に、研究内容や研究課題等を把握するとともに、大学発ベンチャー創出支援等の経済産業省施策の積極的な活用を促進した。

- ・2004年度：延べ5 大学

(2) 公設試験研究所との連携強化

公設試験研究所が中心となる地域産学官連携事業等への支援（後述：(8) (ア)）を行うとともに、「近畿地域産業技術連携推進会議^(※)」を活用し、公設試験研究所間の連携、活性化を図った。

※「近畿地域産業技術連携推進会議」

近畿経済産業局が事務局となり、独立行政法人産業技術総合研究所関西センター並びに近畿経済産業局管内の公設試験研究所（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市）で構成され、各機関が連携することにより、地域中小企業等の技術力の向上を目指すもの。

(3) 近畿産学官連携技術シーズ発表会の開催

近畿経済産業局がコーディネーターとなり、独立行政法人産業技術総合研究所関西センターと連携し、大学、TLO及び公設試験研究所との協力の下、広域的に大学等の優れた技術シーズを産業界に提供している。

- ・2004年度：6 回開催（計 68 シーズを延べ 967 名の企業研究者等に提供し、40 件の個別相談を実施）

(4) 大学等発ベンチャー創出促進支援

(ア) 「大学発ベンチャー創出・支援ネットワーク 近畿」

大学発ベンチャーの創出・支援を推進する組織が連携し、各種事業の相乗効果を高め、近畿地域における大学発ベンチャー創出・育成を効果的に推進するための組織を 2003 年度に創設し、「知的資産を活用した資金調達手法に関する調査」、特許流通フェアへの共同出展等の事業を行った。

(イ) 「大学発ベンチャーボランティアクラブ」

「大学発ベンチャー1,000 社創出計画」を踏まえ、近畿経済産業局の独自事業として 2003 年 2 月に「大学発ベンチャーボランティアクラブ」を創設、2003 年度より事業

をスタートした。

関西の主要企業が、大学等の保有する技術シーズの事業化を目指した共同研究、事業提携、あるいは、プロフェッショナルな能力のある人材を無償で大学発ベンチャー等に出向させる等により、大学発シーズの事業化、大学発ベンチャーのスタートアップを支援している。

(5) 大学連携型インキュベータの整備推進

管内各大学の敷地内又は隣接地において、大学の技術シーズを活用した新産業創出のための大学連携型インキュベータ（起業家育成施設）の整備を推進した。

- ・大阪大学（2002 年度補正予算：2004 年度完成）
- ・立命館大学（2002 年度補正予算：2004 年度完成）
- ・京都大学（2003 年度当初予算：2004 年度完成）
- ※地域振興整備公団（現：中小企業基盤整備機構）により整備

(6) 文部科学省（知的クラスター創成事業）との連携強化

管内の各知的クラスターの事業推進委員会に委員・オブザーバーとして参画するとともに、知的クラスターの研究成果を事業化につなげるよう経済産業省の施策活用の働き掛けなどを実施した。

＜管内 4 地域 3 クラスター＞

- ・京都地域：「京都ナノテク事業創成クラスター」
- ・関西文化学術研究都市地域：「ヒューマン・エルキュール産業創成のための研究プロジェクト」（関西広域クラスター）
- ・大阪北部（彩都）地域：「彩都バイオメディカルクラスター」
- ・神戸地域：「再生医療等の先端医療クラスター形成に向けたトランスレーショナルリサーチ」

(7) 内閣府との連携強化

内閣府が主催する産学官連携イベントに積極的に関与した。

- ・第 3 回産学官連携推進会議
（2004 年 6 月 19～20 日、於：国立京都国際会館）
（全国から産学官のトップ及び第一線の研究者等約 4,000 名出席）

・第4回産学官連携サミット

(2004年12月13日、於：東京プリンスホテル)

(全国から産学官のトップ約1,200人出席)

(8) その他産学官連携事業に対する支援

(ア) 中小企業経営資源強化対策費補助金(中小企業技術開発産学官連携促進事業)(補助率1/2)

地域における中小企業の技術力向上を通じて、ものづくり基盤の強化を図るため、管内府県及び政令指定都市に対し、地域における中小企業の活性化を図り、産業界、行政機関、関係団体等の有機的な連携を促進するために行う事業に要する経費について補助金を交付した。

(イ) 特別共同試験研究税制に係る認定書の交付

2003年度税制改正により、大学等との共同試験研究、委託試験研究に係る特別税額控除制度が創設された。近畿経済産業局は、同制度の適用に係り、民間企業等からの申請に係る認定書を交付した。

(ウ) 技術経営(MOT)の推進

科学や技術の研究開発成果の事業化を戦略的にマネジメントすることのできる技術経営人材育成を推進するため、シンポジウム等を開催した。

・MOTシンポジウム及びプレスクールの開催

(2005年2月8～9日、参加者延べ343人)

2. 地域との連携強化に関する業務

(1) 自治体との連携・交流の推進

府県・政令市等と近畿経済産業局内各課との交流を促進し、地域経済産業施策の周知・展開を図るため、意見交換会を実施した。

・実施自治体：滋賀県、大阪府、京都市

(2) 地域資源活用による地域活性化支援

(ア) 地域ブランドの確立支援

地域発の商品・サービスのブランド化と地域イメージのブランド化を結びつけることにより好循環を生み出し、地域外の資金・人材を呼び込むという特徴的な地域経済の活性化を図るため、管内における事例調査を行った。

〈事例調査〉

アドベリー(安曇川町(滋賀県))、高島いろは(高島市(滋賀県))、高野ロパイル(高野口町(和歌山県))、

豊岡鞆(豊岡市(兵庫県))

(イ) NPO法人支援

まちづくり等の様々な活動を行う特定非営利活動法人(NPO法人)が存在し、地域経済の活性化を図る主体としてその重要性が増すものと考えられる。

経済産業省においても、NPO法人を対象とした市民ベンチャー事業等の施策が創設されており、近畿経済産業局においても、次の取組を行った。

(A) 近畿地域における地域経済活性化型NPO法人の活動促進及び連携促進に関する調査報告

NPO法人が地域経済活性化に貢献する取組が顕著になってきており、このような新たな経済主体である「地域経済活性化型NPO法人」の活動内容や課題、解決策等を調査した。

(B) ハンドブックの作成

自治体等のNPO法人支援を啓発するために、管内で先進的に活動しているNPO法人の事例紹介やNPO法人が活用可能な施策(自治体施策を含む)をまとめたハンドブックを作成し、3,000部を関係先に配布した。

(3) 地域における新事業創出支援

(ア) ビジネス・インキュベータの整備促進

「新事業創出促進法」、「中心市街地活性化法」、「地域産業集積活性化法」の三法に基づく各種指定地域において、中小・ベンチャー企業等を効果的に育成し、事業化に迅速に結びつけ、新産業を創出するためのビジネス・インキュベータ等の整備促進を図った。

(A) 新事業支援施設整備費補助金

・2004年度：39百万円(2市2施設)

(B) 中小企業基盤整備機構による支援

・新事業創出型賃貸事業支援施設整備(産投会計)

2004年度：23億円

(クリエイション・コア京都御車)

(神戸医療機器開発センター)

(イ) 地域プラットフォーム事業

本事業は、府県・政令指定市の地域において、事業者の活動を支援する産業支援機関の連携を図ることにより、研究開発から事業化に至るまでの各段階において、新事業創出に寄与する事業者を総合的に支援するものである。

中核的支援機関を中心とする「地域プラットフォーム」

の整備に対して新事業創出支援体制連携強化などの補助金を交付した。

- ・2004年度：262,628千円（7府県3政令市合計）

(ウ) 新規成長産業連携（コーディネート活動支援事業）

中小企業からの相談をもとに個々の課題を分析・特定し、その課題解決に最適な外部経営資源を紹介・引き合わせるとともに、必要に応じてその課題解決に最適な外部経営資源との円滑な連携活動を側面的に支援し新事業創出等を促進するコーディネート活動を実施した（委託事業）。

- ・採択件数：近畿6件／全国41件

(4) 地域産業集積の活性化

(ア) 地域産業集積活性化法に基づく基盤的技術産業集積活性化計画の同意

- ・滋賀・大阪・南部地域：1997年8月29日同意

（2000年3月24日変更同意、2003年4月1日再策定同意）

- ・大阪府中央地域：1997年9月5日同意

（1999年3月23日、2002年3月19日変更同意、2003年4月1日再策定同意）

- ・神戸・阪神地域：1998年8月31日同意

（2004年4月1日再策定同意）

(イ) 産業集積地間連携推進協議会

1998年10月に近畿経済産業局の呼び掛けで、近畿地域の代表的な集積地である大阪府東大阪市、兵庫県尼崎市、滋賀県大津市の3地域が連携し、情報交流、共同事業の実施、企業間の連携等を進める場として、「産業集積地間連携推進協議会」を設置した。

2004年度は、1月27日に兵庫県尼崎市で協議会を開催し、情報交換や交流事業等を実施した。

(5) 「経済構造改革特区」、「地域再生」制度活用の推進

地域が自らの創意工夫により地域の経済活性化を目指す「経済構造改革特区」、「地域再生」制度の活用は重要な地域経済活性化策であるため、自治体からの関連する相談等に応じるとともに、地域での特区、地域再生に関する情報収集等を行い、地域の動きとして自治体を対象に説明会を開催する等、情報提供を行った。

また、特区制度の活用に当たって、緩和すべき規制の項目、独自のインセンティブ設定等を検討する自治体の検討

委員会にも積極的に参画した。

(6) 都市計画や地域プロジェクトの支援

地域の都市計画審議会や港湾審議会、関西文化学術研究都市等の地域プロジェクトに委員等として参画した。

○主な審議会、プロジェクト等

- ・都市計画審議会（管内7府県）
- ・港湾審議会（管内3府県）
- ・関西文化学術研究都市建設推進協議会
- ・（財）大阪湾ベイエリア開発推進機構
- ・学研都市と東大阪・大阪とのゆめはんな連携事業実行委員会
- ・大阪への企業誘致検討会
- ・（財）大阪科学技術センター地域開発委員会 他

(7) 産業人材育成

(ア) 地域産業・雇用対策プログラムの推進

経済産業省と厚生労働省は、2001年8月に、「地域産業・雇用対策プログラム」を取りまとめた。

同プログラムに基づく近畿経済産業局と労働局との連携方策に係る合意事項に則し、局内推進体制を整備するとともに、両省関係団体の開催するイベントでの施策普及のためのパンフレットの配布等、順次連携策を実施した。

(イ) ジョブカフェ事業の実施

2003年6月10日に若者自立・挑戦戦略会議（文部科学・厚生労働・経済財政政策・経済産業大臣）が開催され、「若者自立・挑戦プラン」が取りまとめられた。同プランの中核施設である若者に雇用関連サービスを一箇所を提供するワンストップサービスセンター（ジョブカフェ）事業については、経済産業省では、全国に設置されているジョブカフェの中から15か所をモデル地域として選定してモデル事業を実施した。管内では京都府及び大阪府が採択され、両府ともに2004年7月1日からモデル事業をスタートした。

○京都府若年者就業支援センター（ジョブカフェ京都）

- ・経済産業省事業規模：3.2億円
- ・利用者数：32,003人、就職者数：1,339人

○JOBカフェOSAKA

- ・経済産業省事業規模：5.2億円
- ・利用者数：73,321人、就職者数：3,886人

3. 研究開発・技術振興に関する業務

(1) 支援策活用による地域における産学官連携技術開発の推進

(ア) 地域新生コンソーシアム研究開発事業

地域の新規産業の創出に貢献しうる製品・サービス等の開発を目的として、大学等の技術シーズ・知見を活用した高度な実用化研究開発を公募し、地域において組織された産学官の研究共同体（地域新生コンソーシアム）に対し、研究を委託した。

応募・採択状況 (単位：件)

	応募件数	採択件数
2002 年度補正	27	1
2003 年度	199	19
一般枠	104	13
中小枠	95	6
2004 年度	133	27
一般枠	76	15
中小枠	57	12

(イ) 地域新規産業創造技術開発費補助事業（補助率 1／2 または 2／3）

地域において新産業・新事業を創出し、地域経済の活性化を図るため、地域中堅企業等の行うリスクの高い実用化技術開発を支援し、研究開発に要する経費の一部を補助した。

応募・採択状況 (単位：件)

	応募件数	採択件数
2003 年度	91	15
一般枠	66	8
省エネルギー枠	25	7
2004 年度	43	12
一般枠	30	8
エネルギー枠	13	4

(ウ) 中小企業・ベンチャー挑戦支援事業のうち実用化研究開発事業（補助率 2／3）

中小企業の新分野進出等の円滑化等を図るため、中小企業が行う実用化研究開発に要する原材料費、機械装置費、技術指導受入費等の経費の一部を補助するとともに、ビジネスプランの具体化・実用化に向けたコンサルティングを一体的に実施した。

応募・採択状況 (単位：件)

	応募件数	採択件数
2004 年度	97	38
一般枠	95	37
省エネルギー枠	2	1

(エ) 創造技術研究開発事業等

中小企業等が自ら行う創造的な技術研究開発を促進し、中小企業の製品の付加価値化、新規事業の展開等を図るため、研究開発に要する原材料費、機械・装置費、技術指導受入費等の経費の一部を補助した。

制度には、中小企業に対して、国から直接助成する制度（直接分：創造技術研究開発事業（補助率 1／2））と、国から都道府県を通じて助成する制度（地域分：地域活性化創造技術研究開発事業（補助率 2／3））がある。

(A) 創造技術研究開発事業（直接分）

応募・採択状況 (単位：件)

	応募件数	採択件数
2002 年度（補正）	103	15
2003 年度	127	41
2004 年度	38	24

(B) 地域活性化創造技術研究開発事業（地域分）

府県別採択状況 (単位：件)

採択件数	2003 年度	2004 年度
福井県	6	6
滋賀県	7	5
京都府	5	4
大阪府	12	12
兵庫県	23	15
奈良県	5	5
和歌山県	9	5
合計	67	52

(2) 工業標準化

「工業標準化法」第 19 条第 2 項の指定商品に係る表示認定等及び同法第 25 条第 3 項の指定加工技術に係る表示認定等に関する業務を行った。

(ア) 審査業務

(A) 表示認定件数

- (a) 近畿経済産業局による認定件数
 - ・ 2004 年度：9 件（うち、新規 6 件）
- (b) 指定認定機関による認定件数
 - ・ 2004 年度：24 件

(B) 検査業務（認定工場に対するフォローアップ）

- (a) 近畿経済産業局による立入検査
 - ・ 2004 年度：17 件
- (b) 指定検査機関による公示検査
 - ・ 2004 年度：540 件

(イ) ブロック会議の開催

管内の工業標準化品質管理推進責任者（IQC）を対象に、工業標準化を巡る最近の動向、JIS認定工場としての留意事項等について、注意喚起をするため、2005年3月10日にブロック会議を開催した。

(3) 特許施策推進業務

(ア) 知的財産権の総合的支援等

知的財産権のうち産業財産権（特許、実用新案、意匠、商標）の出願、登録手続等の指導・支援、知的財産権制度に関する説明会の開催等を行うとともに、登録原簿の閲覧、謄本交付業務を行った。

(イ) 発明の日フェアの開催

広く一般に知的財産権制度について周知を図ることにより、その重要性を理解してもらうとともに、発明の振興とその実施化の促進を広く世の中に高揚することを目的として、4月18日の「発明の日」にちなんで発明の日フェアを開催した。

(ウ) 知的財産権セミナー等の開催

知的財産権の普及・啓発等の促進を図るため、大学・国研研究者、中小・ベンチャー企業等の経営者、技術開発責任者等を対象として、特許出願手続・管理方法、特許戦略的活用方法、特許ライセンス等に関するセミナーを開催した。また、2000年度からは、新たに青少年向け産業財産権教育に対する支援活動として、教育普及支援事業（学校向け講師派遣等）を実施した。

開催回数 (単位：回)

	2003年度	2004年度
大学研究機関	19	25
中小・ベンチャー	9	15
教育普及支援	53	39

(エ) 特許流通フェアの開催

開放特許の流通を促進させるため、特許の提供を希望する企業、大学、研究機関と技術の導入を希望する企業、コンサルタント、仲介事業者が一堂に会し、直接交流する出会いの場として「特許流通フェア」を1997年度から毎年開催している。

開催状況

	出展企業機関数	来場者数(人)
2003年度(大阪)	113	10,710
2004年度(神戸)	141	15,957

(オ) 特許情報利用促進事業費補助金の交付

中小企業者における知的財産の戦略的活用等を促進するため、都道府県等中小企業支援センターが知的所有権センターと連携し中小企業者に対して行う支援のために必要な経費の一部を補助する「地域中小企業知的財産戦略支援事業」を実施した（補助率：2/3）。

(カ) 産業技術力強化法に基づく特許料等の軽減措置に伴う確認業務

「産業技術力強化法」（2000年4月施行）第17条に基づく特許料等の軽減措置について、その対象者である研究開発型中小企業等（「特定中小企業者」）の確認業務を行った。

確認書交付件数 (単位：件)

	審査請求料	特許料(1～3年分)
2003年度	183	117
2004年度	361	116

(4) 競争環境整備

自由化の進展、産業再編の加速化、新エネルギーの推進等を背景に、市場競争を巡る紛争を適切に処理するとともに、市場における競争環境を監視する必要性、重要性が高まっている。そのため、競争紛争案件に係る通報への対応、競争環境整備の推進に資する政策の企画立案等を実施した。

また、「有効競争レビュー」として、「関西ベンチャー企業の調達市場における販路開拓・拡大に関する実態調査」を実施した。

4. 企業経営の情報化に関する業務

(1) IT活用型経営革新モデル事業（補助金）

中小企業のITを活用した経営革新事業に対する助成制度である（補助率1/2、2002年度より実施）。

補助内容は、[1] 事前調査研究事業（100～500万円/件）及び、[2] 経営革新支援事業（システムの開発・導入、300～3,000万円/件）である。

応募・採択状況 (単位：件)

		応募件数	採択件数
2004年度	事前調査研究事業	6	0
	経営革新支援事業	55	12

(2) 戦略的情報化投資活性化事業

< I T ソリューション・スクエア・プロジェクト : I T S S P >

本事業は、企業における経営戦略責任者（C S O : Chief Strategy Officer）の戦略的情報化に係る意志決定を支援するものである。管内の I T 関連機関が I P A から事業を請け負って実施している。

近畿経済産業局は「 I T 化事例発表会等」に参加し、施策の普及・説明を行うなど、本事業をサポートし、情報化投資を推進した。

・実施機関数：2004 年度・・・10 機関

(3) 関西 I T 経営応援隊事業

中小企業の戦略的情報化を促進する目的で、関西の中小企業支援機関、民間企業、公的機関等が連携して 2004 年度に発足し、中小企業の I T を活用した経営革新事例の発掘・表彰、I T 化支援施策集の作成、I T 利活用の普及・啓発活動等を実施した（事務局：財団法人関西情報・産業活性化センター）。

・普及・啓発事業数：2004 年度・・・10 事業

産業部

1. 商工業に関する業務

(1) 「商工会議所法」の施行

管内 71 商工会議所からの定款変更等に係る認可業務をはじめ、各会議所の周年記念事業や近畿商工会議所連合会等のブロック会議等各種事業を支援した。また、商工会議所との情報交換、連携強化を図るため、電子メールによる双方向の情報交換を実施している。

(2) 「自転車競技法」の施行

「自転車競技法」に基づき公正・安全な自転車競技を実施するため各施行者、近畿自転車競技会との調整会議の開催や施設調査・業務監督を行った。

（管内競輪場：福井、大津びわこ、向日町、岸和田、奈良、和歌山）

（ア）日程調整会議における管内競輪開催日程の調整

（イ）各施行者からの開催届、収支報告等受理・進達業務、競輪場の施設調査の実施

（ウ）特別競輪、記念競輪開催に対する後援名義、近畿経

済産業局長賞の授与、特別競輪開催委員会への出席（高松宮杯競輪等）

（エ）近畿自転車競技会に関する事業計画・収支予算の認可、決算報告の受理、会計監査及び業務監査の実施

(3) 中小企業等協同組合

商工組合及び中小企業等協同組合の設立・定款変更の認可、解散・決算関係報告の確認等を実施した（所管組合数：492 組合、2004 年度末現在 ＊他部の所管組合含む）。

(4) 「航空機製造事業法」の施行

「航空機製造事業法」に基づく各種届出書を受理するほか、各種申請書、届出書を経済産業省に進達した。

・届出件数：816 件（2004 年度）

(5) 「武器等製造法」の施行

「武器等製造法」に基づく「武器製造許可申請」に対して許可書を交付するほか、各種申請書、届出書を経済産業省に進達した。

・申請件数：28 件（2004 年度）

(6) 化学兵器禁止条約の国内実施

（ア）産業関係申告・届出

毎年 9 月に翌年の製造予定数量（表 2 剤と表 3 剤のみ）を、2 月には前年の生産実績数量（表剤と有機化学物質）を事業者から申告・届出させ、整理の上、経済産業省に送付した。

（イ）国際査察への立会い

条約上の義務の履行を確認するために O P C W（化学兵器禁止機関）が実施する査察に立ち会った。

また、査察の可能性のある事業所に対し、査察受入れに備えて、準備状況を確認・指導するため「事前調査」を実施した。

(7) 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく特定国際種事業

象牙製品を取り扱うすべての事業者（製造業者、卸業者及び小売業者）に届出を義務づけた。象牙印章小売店舗への立入検査と報告徴収を行い、管理状況の把握と指導を行った。

2004 年度末現在：

事業届出数：1,768 事業者

立入検査数：890 事業者

(8) 近畿地域におけるセキュリティ関連産業の振興に関する調査研究

近畿地域の電気機械器具製造業をはじめとする中小製造業の活性化を念頭に、セキュリティ関連産業の現状把握や、今後の市場規模の推計、セキュリティ関連産業の振興に向けた課題の抽出、振興方策についての検討を行った。

(9) 鉄鋼の生産計画

鉄鋼の生産計画、鉄スクラップの需給見通しを把握するために、管内の電炉メーカー（大手鋳物、鋳鍛鋼メーカーを含む）16 企業に対するヒアリングを四半期毎に実施し、管内普通鋼電炉鉄鋼生産計画を取りまとめて経済産業省（製造産業局鉄鋼課）にその結果を報告するとともに、業界紙の取材を受けた。

(10) オゾン層保護対策推進

特定フロン等オゾン層破壊物質の排出抑制・使用合理化等を周知徹底するため、2004 年 9 月に大阪市営地下鉄及び JR 西日本の主要駅への駅貼り広告を行った。

(11) P R T R 制度並びに M S D S 制度

P R T R 制度は、事業所から環境（大気、水、土壌）への排出量及び廃棄物に含まれて事業所外へ排出される特定の化学物質の移動量を事業者自らが把握して届け出る制度である。2002 年 4 月より届出が開始され、2003 年 3 月に第 1 回目のデータが公表された。以後、毎年 3 月に公表されており 2005 年 3 月で 3 回目公表となった。

M S D S 制度（2001 年 1 月施行）は、化学物質のうち 435 物質においてその性状や取扱い等に関する情報提供（M S D S データシートの交付）を義務づけた。

具体的には、事業者等からの問い合わせに対して回答を行い、関係団体に周知するとともに、セミナー・説明会等を開催した（2004 年 6 月）。

(12) 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（通称：化審法）

動植物への被害防止のための対象物質の追加、環境中で分解せず、生物の体内に蓄積されやすい物質の監視の追加等の改正法が 2003 年 5 月に成立し、2004 年 4 月から施行された。

(13) 古紙利用の啓発

大阪府、大阪市、業界団体と連携して「古紙利用促進協会」を設置し、古紙の有効利用に関する啓発運動を行った。

具体的には、小学生向けのリサイクルノート、ポスターを作成し、普及に努めた。

(14) 伝統的工芸品産業の振興

伝統的工芸品産業は、地域に根ざした地場産業として特色ある地域経済の発展に寄与するとともに、地域文化を担う役割を果たしている。1974 年に「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」が制定され、品目を指定し、後継者の育成、技術・技法の承継・保存、需要の開拓等の振興策を実施している。

(ア) 伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく指定状況

2004 年度末現在の管内の指定品目数は 43 品目、振興計画等の認定件数は 28 件となった。

(イ) 伝統的工芸品産業支援補助金（直接補助金）

伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づき策定された振興計画等の実施に対する経費を補助した。

(ウ) 「伝統的工芸品月間（11 月）」行事の開催

- ・伝統的工芸品月間国民会議近畿地区大会（表彰式）
- ・きんき伝統的工芸品フェア（展示・実演・体験・販売、図画コンクール掲示）

(15) 生コンクリート品質管理監査

生コンクリートの製造に関し、全国統一品質管理監査が実施された。管内では、滋賀県生コンクリート品質管理監査会議へ製造産業課長が委員として出席した。

(16) 繊維産地活性化基金

1998 年 12 月の「新繊維ビジョン」の提言を受け、産地間連携等による繊維産地活性化を支援するため、1999 年

度から5年間、国と都道府県が1:1の割合で資金を拠出する繊維産地活性化基金を創設した。製造産業課長が、各基金の運用益を助成するための繊維産地活性化推進委員会の委員に就任した。

(17) 中小繊維製造事業者自立事業

2003年度より自ら、商品の企画・開発・生産・販売を行い、活路を切り開く意欲と能力を持つ中小の繊維製造事業者に対して、中小企業基盤整備機構（旧：中小企業総合事業団）は繊維関係基金本体を活用した助成を行った。近畿経済産業局は事業説明会の支援及び申請予定者に対する相談等を受け付けた。

(18) 産業競争力強化人材育成事業の調査

製造現場での技術者の高齢化、要求される知識やスキルの高度化により若手人材が育たないといった問題がある。本調査により各企業群が求める中核となる技術や解決すべき問題点をピックアップし、人材育成の体制づくりについて支援策を調査した。

2. 地域開発に関する業務

(1) 工業用地に関する立地指導、情報収集、助成等

(ア) 「工場立地法」の施行、指導等

1973年の「工場立地法」の改正以降、特定工場（敷地面積9千㎡以上又は建築物3千㎡以上）の生産施設、緑地等の敷地面積に対する割合等を定めている。

2004年度は同法に定める工場立地適正化調査（工場立地動向調査及び工場適地調査）を次の(A)、(B)のとおり実施した。

(A) 工場適地調査（工場立地法第2条1項及び2項）

工場立地法に基づき、工場適地指定制度が1958年より発足し、1959年に「工場立地の調査等に関する法律」が制定され同制度に定める工場立地調査簿を作成、閲覧に供している。

2005年3月現在、管内では195か所、総面積6,519haを工場適地として指定し、工場立地の適地誘導を図った。

適地内工場立地の状況（2005年3月末現在）

	適地数	面積 (ha)	未立地面積 (ha)
福井県	26	1,677	260
滋賀県	41	545	497
京都府	34	1,473	422
大阪府	16	347	87
兵庫県	56	1,960	891
奈良県	10	354	194
和歌山県	12	163	106
近畿	195	6,519	2,457
全国比 (%)	12.4	8.4	7.4
全国	1,569	77,517	33,329

(B) 工場立地動向調査（工場立地法第2条1項及び3項）

1967年より、工場立地法に基づき、年2回、工場立地動向調査を実施している。2004年の工場立地動向調査については、2005年3月31日に全国一斉発表をした。

管内府県別立地動向

	2003年		2004年	
	立地件数	立地面積 (ha)	立地件数	立地面積 (ha)
福井県	11	6	9	11
滋賀県	25	44	32	45
京都府	36	33	36	20
大阪府	29	23	47	44
兵庫県	52	57	68	83
奈良県	11	8	8	6
和歌山県	6	2	3	2

(イ) 工業団地件数

2005年3月末現在の近畿経済産業局管内（2府5県）に造成（計画分を含む）した工業団地数は次のとおりである。

	件数
福井県	50
滋賀県	66
京都府	32
大阪府	54
兵庫県	102
奈良県	23
和歌山県	64
合計	391

(2) 工業用水

(ア) 「工業用水道事業法」に係る主要な業務

工業用水道事業の届出の受理及び許可（変更）、自家用工業用水道の届出（変更）報告の徴収等の工業用水道の運営に係る業務を行った。管内における既設及び一部給水中

の工業用水道は、2005 年 3 月 31 日現在 25 事業、給水能力約 319 万トン／日であった。

(イ) 工業用水道事業費補助金に係る業務

地方公共団体が工業用水道施設を建設する場合にその建設費の一部を交付した（近畿経済産業局は交付申請書の受理、経済産業省への進達、確定検査、補助金支払業務等を行っている）。

○交付件数 2003 年度： 11 件
2004 年度： 12 件

(3) 工業再配置促進対策

＜産業再配置促進費補助金＞

産業再配置促進費補助金は、「工業再配置促進法」に規定する過度に工業が集積している地域（移転促進地域）から工業の集積の程度が低い地域（誘導地域）への工場、又は、特定事業（16 業種）の事業所等の移転及び新增設を促進するため、誘導地域の地方公共団体及び企業が行う環境保全施設、福祉施設、防災保安施設等の設置のための費用の一部を、当該立地工場等の床面積に応じて算出した金額の範囲で補助し、地域の活性化等を図るものである。

○交付件数 2003 年度： 2 件
2004 年度： 1 件

3. 中小企業対策に関する業務

(1) 地域産業集積中小企業等活性化

「特定産業集積の活性化に関する臨時措置法」に基づき府県が行う活性化計画策定事業、計画指導事業、調査事業、地域産業創造機会創出事業、活性化計画支援事業、関連機関支援強化事業等に対して補助金を交付した。

(2) 地場産業等活性化

地場産業に属する地域中小企業等の事業活動の効率化及び新たな事業展開を容易にすることで、新商品の開発や販路の拡大などの地場産業の活性化、中小企業の振興が図られるよう組合等に対して補助金を交付した。

(3) 新連携対策事業

「中小企業新事業活動促進法」に基づく新連携対策事業の円滑な実施に向け環境整備を行った。具体的には、地域を代表する企業や金融機関、大学等の有識者に対し、新連

携支援近畿地域戦略会議の委員としての参画を依頼した。

また、地方自治体、中小企業支援機関等に対し、数多くの新連携として望ましい案件の紹介及び新連携支援地域戦略会議のプロジェクトマネージャー及びサブマネージャーとして中小企業からの相談に適切に対応できる人材の推薦を依頼した。

(4) 人権啓発支援推進委託費及び人権啓発支援調査委託費

産業界・経済界（企業）に対して、人権尊重の理念を広く普及させ、その理解を深めることにより、人権意識の涵養を図るため、人権啓発支援推進委託費及び人権啓発支援調査を府県、政令市及び民間経済団体に委託して実施した。

(5) 中小企業の金融

(ア) 連鎖倒産の防止

大型倒産について、関係中小企業者の連鎖倒産防止のため、「中小企業信用保険法」第 2 条第 3 項第 1 号の規定に基づき倒産事業者の指定手続を行った。

また、同法同条同項第 5 号等に基づく指定についても関係機関と連携を取りつつ、セーフティネット保証制度を推進した。

・近畿経済産業局指定件数 2003 年度：53 件
2004 年度：51 件

(イ) 信用保証協会法の施行

管内 8 信用保証協会（7 府県及び大阪市）の事務運営に関する認可申請書、報告書等の受理及び中小企業庁への進達などの事務処理を通じ、信用保証協会の運営状況を把握した。

なお、「経営の改善を要する信用保証協会」として選定した大阪府中小企業信用保証協会及び大阪市信用保証協会の改善状況を引き続き注視した。

(ウ) 資金供給円滑化信用保証協会基金補助金

信用保証協会の経営基盤の強化を図り、もって、経営安定関連保証等により増大する保証需要に対応し、併せて求償権回収体制の整備を図るため、基金補助事業を行っている。

(エ) 地域融資動向に関する情報交換会

いわゆる「貸し渋り」問題に対して、「借り手」と「貸手」の意志疎通が公正かつ的確に行われるための意見交換の場を提供するとの立場から、財務局及び都道府県との共

催で、府県ごとに「地域融資動向に関する情報交換会」を開催した（開催時期は年末及び年度末）。

（オ）地域金融情勢

中小企業の資金需要、地域金融機関の貸出姿勢、制度融資の利用状況等、管内金融情勢の実態把握を通じて金融施策ニーズの掘り起こしを行い、迅速な政策立案につなげることを目的として、金融機関等に対するヒアリングを行った（2004年9月と2005年1月に実施）。

（6）「下請代金支払遅延等防止法」の施行

「下請代金支払遅延等防止法」に基づき、違反親事業者に対して立入検査し、同法の周知徹底・改善指導等を行った。また、毎年11月の下請取引適正化推進月間において、公正取引委員会と分担して管内府県で講習会を開催した。

・立入検査数：240事業所（2004年度）

（7）官公需確保対策

（ア）官公需確保対策地方推進協議会

中小企業者の官公需受注機会を増大するため、毎年度、閣議決定されている「中小企業者に関する国等の契約の方針」を普及・徹底することを目的に、管内7府県の会場で発注者である国等の出先機関・地方公共団体、受注者である中小企業協同組合等323機関38組合（434名）の参加を得て「平成16年度官公需確保対策地方推進協議会」を開催した。

（イ）官公需適格組合証明制度

事業協同組合等の中で、特に受注した契約を十分に責任をもって実施し得る経営基盤（組織体制、財政状況）が整備された51組合に対し、工事に係る証明申請に当たり、官公需適格組合審査諮問委員会の意見を聴いた上で「官公需適格組合証明書」を交付した。

（ウ）官公需受注（契約）額実績調査

官公需適格組合の官公需受注実績、地方公共団体の中小企業者向け契約実績等を把握するため、所管適格組合106、管内地方公共団体7府県42市に対して受注（契約）実績額等の調査を実施した。

（8）分野調整

「分野調整法」（1977年6月）に基づき、関係機関（都道府県、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会

等）の協力を得て、紛争の情報収集並びに相談に応じた。

（9）中小企業相談業務等

中小企業からの来訪、文書、電話等により個別に持ち込まれる相談・苦情等への対応をするとともに、具体的な経営に関する相談については必要に応じ、関係中小企業支援機関へのあつせんを行った。また、中小企業からの政策への提言、苦情、陳情、要望等の受理及び処理に当たった。

（10）中小企業再生支援協議会事業

「産業活力再生特別措置法」に基づき、2003年に引き続き、支援機関として認定した管内の各府県庁所在地の商工会議所に中小企業再生支援業務を委託した。

商工会議所が設置する中小企業再生支援協議会では、計29名の窓口専門家（弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、金融機関OB等）を常駐させ、2004年度末現在で、844の中小事業者からの相談に対応した。

また、相談案件のうち、再生のために財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業には、常駐専門家を中心とした支援チームを編成し、102社の再生計画策定を支援し、53の再生計画策定を完了させた。

（11）中小企業等協同組合法の施行

近畿経済産業局所管の事業協同組合及び同連合会の設立認可等の指導・監督事務並びに保険業法に基づく火災共済協同組合への立入検査を行った。

○2004年度末現在の所管組合数

事業協同組合：414件

事業協同組合連合会：7件

立入検査数：3件

（12）中小企業団体の組織に関する法律の施行

（ア）商工組合

近畿経済産業局所管の商工組合の設立認可等の指導・監督の事務を、所管課を通じて行うとともに、管内各府県から設立認可等の処理に際しての協議を受けた。

○2004年度末現在の所管商工組合数：69件

（イ）協業組合

近畿経済産業局所管の協業組合の設立認可等の指導・監督の事務を、所管課を通じて行った。

○2004 年度末現在の所管協業組合数： 2 件

(13) 中小企業連携組織対策事業費補助金

7 府県の中小企業団体中央会が実施する事業に対し、管内 7 府県に国庫補助金を交付した。

4. 創業・ベンチャー企業の振興等に関する業務

(1) 起業家精神涵養と人材育成

学校段階の時期から、チャレンジ精神・創造性・積極性・探求心等を育み、未来の起業家となるような人材を育てようと 2002 年度からアントレプレナーシップ教育（起業家教育）に取り組んでいる。

2004 年度は自治体と連携し、地域をあげて取り組んだ。モデル自治体は八尾市（大阪府）、池田市（大阪府）で、中学校を対象にそれぞれ 5 校、3 校で実施した。

(2) インターンシップの普及・啓発

近畿地域においては、(財)大学コンソーシアム京都をはじめ、関西経営者協会等の産業界や大学において、インターンシップ導入に向けた自主的な取組がなされており、近畿経済産業局ではこれらの取組に対し、側面支援を実施している。

2004 年度は、2003 年度に作成した「インターンシップ導入マニュアル」の普及に努めた。

(3) ベンチャープラザの開催

ベンチャー企業に対して、投資家や事業協力者との出会いの場や専門家からアドバイスを受ける場を提供することにより、ベンチャー企業が有する課題の解決に向けた支援を行うことを目的に、中小企業総合事業団、管内各府県等の協力の下、局主導によりベンチャープラザを実施してきた。

2004 年度については、2004 年 7 月に設立された独立行政法人中小企業基盤整備機構近畿支部と共催で、資金調達面でのベンチャー企業と投資家、事業パートナーとのマッチングを重視した内容で開催した（2004 年 11 月 29 日「ベンチャープラザ近畿 2004」・OMMビル（大阪府））。

(4) 販路開拓支援事業

2004 年度より、中小企業・ベンチャー企業向けの新たな販路開拓支援事業として、「販路マッチング・ナビゲーター事業」を開始した。この事業は、企業 O B を中心とする「販路マッチング・ナビゲーター」が、自らの幅広い経験・ネットワークを活用して、具体的な販売先を紹介するなど支援を行うものである。2004 年 9 月以降「商品プレゼン会」を 6 回開催し、延べ 31 社がプレゼン会に参加した。

(5) 新規事業支援

(ア) 「中小創造法（中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法）」関連業務

「中小創造法」に関連し、法総括窓口、指導、相談業務、研究開発等事業計画認定関連業務（府県知事の認定実績取りまとめ）、ベンチャー財団の投資実績の取りまとめ、エンジェル税制確認書の発行業務を行った。

・2004 年度末現在の認定件数：近畿管内 1,863 件

・2004 年度末現在のエンジェル税制確認書発行状況：
近畿管内 6 社（137 名）及び 7 投資事業組合（71 名）

(イ) 新事業創出促進法

指導・相談、新事業分野開拓の事業計画認定業務、認定計画の実施状況報告の徴収等を行った。

・2004 年度末現在の認定状況：近畿 27 件

(ウ) 最低資本金規制の特例（「新事業創出促進法」第 10 条、2003 年 2 月より施行）

本特例措置に関する指導・相談、確認業務、会社成立後の各種届出の受理及び公衆縦覧等の業務を実施した。

○2004 年度末現在の状況

・申請数：近畿管内 4,591 件

（株式会社 1,958、 有限会社 2,633）

・成立届数：近畿管内 3,728 件

（株式会社 1,612、 有限会社 2,116）

(6) 「産業再生法（産業活力再生特別措置法）」

「産業再生法」に基づく指導・相談、事業再構築計画（資本金 100 億円以下の計画。それ以上は経済産業省所管）及び経営資源再活用計画（資本金 3 億円以下の計画。それ以上は経済産業省所管）の認定業務を実施した。

・2004 年度末現在の状況：

25 件（うち改正法によるもの 8 件）

(7) 中小企業経営革新支援法

多様な経営課題に対処するため、新商品・サービスの開発、新たな生産又は販売方式の導入等により、事業経営における付加価値の拡大又は効率性の向上を図るために行う事業に係る、「経営革新計画」（中小企業者、組合、グループ等が作成し府県が承認）についての助言・指導を行った。また、承認計画に従って中小企業者等の実施する「新商品・サービスの開発」、「市場調査」、「人材育成」、「販路開拓」等について補助金を交付した。

・1999年7月～2004年度末累計認定件数 3,110件

(8) 中小企業経営資源強化

「中小企業支援法」における政府の基本方針に基づき、管内の7府県3政令指定都市を通じて、中小企業に関する支援事業を実施した。

(9) 都道府県等中小企業支援センター事業

「中小企業支援法」第7条に基づく都道府県（及び政令市）の「指定法人」である都道府県等中小企業支援センターが行う中小企業支援事業に対し、補助金の交付を行った。

(10) 中小企業大学校関西校

1980年12月に設立して以来、中小企業大学校関西校では、中小企業の経営者、管理者、後継者等を対象に、情勢変化に的確に対応しうる人材の育成を目指して、高度で多種多様な専門的研修を実施している。

近畿経済産業局では、同校で実施される研修への講師派遣等を通して、積極的な支援を行った。

(11) 小規模事業者経営支援事業費補助金

「小規模事業者支援促進法」に基づき、商工会、商工会議所及び府県商工会連合会が実施する経営改善普及事業並びに商工会又は商工会議所が行う地域の活性化に大きく貢献する事業に対して、管内7府県及び市町村を通じて補助金を交付した。

(12) 小規模企業者等設備導入資金助成法の施行

小規模企業の創業及び経営基盤の強化に必要な設備導入の促進を図ることを目的として、小規模企業設備資金制度に基づき、設備資金貸付事業は管内4府県、及び設備貸

与事業は管内6府県に対して、必要な資金貸付を行っている。

(13) 地域中小企業支援センター事業

広域市町村圏程度の区域ごとに設置された地域中小企業支援センターが、企業経営について十分な知見を有する専任のコーディネーターを配置し、創業予定者や経営革新等の課題を有する地域の中小企業者等の様々な悩みについてきめ細かな相談に応じる等の事業を実施することに対し、管内4府県を通じて補助金を交付した。

5. 流通・サービス産業に関する業務

(1) 中心市街地の活性化・中小小売商業振興

(ア) 中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備事業、中心市街地等中小商業活性化施設整備費補助事業

TMO（Town Management Organization）、商店街振興組合等が策定する「中心市街地活性化法」や「中小小売商業振興法」の認定を受けた計画に基づいて行われる商店街・商業集積の活性化に資するアーケード、カラー舗装等の施設の整備に対して補助を行った。

○補助金交付件数 2004年度： 35件

(イ) 商業・サービス業集積関連施設整備事業、中心市街地商業等活性化総合支援事業

「中心市街地活性化法」に規定する基本計画に基づき、駐車場や多目的ホール等の商業基盤施設等の整備を自治体や第3セクターが実施する際に補助を行っている。後者の総合支援事業はソフト事業と一体的に整備するものに補助している。

○補助金交付件数 2004年度： 3件

(ウ) 商店街等活性化事業

TMO、商店街振興組合、商工会、商工会議所等が行う、商店街・商業集積の活性化を図るためのソフト事業に対して補助を行った。

○補助金交付件数 2004年度： 2件

(エ) コミュニティ施設活用商店街活性化事業

商店街振興組合、社会福祉法人、NPO法人等が、商店街の空き店舗を借りて改装等を行い、保育所や高齢者交流施設等のコミュニティ施設を設置・運営する際の改装費、家賃等に対して補助を行った。

○補助金交付件数 2004年度： 6件

(オ) 商店街振興組合指導事業

商店街振興組合連合会が行う傘下の商店街振興組合に対する運営や活性化方策に関する指導、研修、情報提供、事業等に対して補助を行った。

○補助金交付件数 2004 年度： 7 件

(カ) 商店街・商業集積活性化基本構想等策定事業、商業タウンマネジメント計画策定事業

市町村が実施する「中心市街地活性化法の基本計画」、「商業ビジョン」策定等に必要の調査・研究、及びTMO又はTMOの機能を担おうとする中小企業関係団体がTMO構想又はTMO計画を策定するための調査研究」に対して補助を行った。

○補助金交付件数 2004 年度： 8 件

(キ) TMO自立支援事業

TMOが行う、中心市街地の活性化に資する事業であり、物販、加工、役務提供等の売上・営業収入を伴いTMOの財政基盤を確立する事業に対して補助を行った。

○補助金交付件数 2004 年度： 3 件

(ク) 大型空き店舗活用支援事業

大型店撤退後の空き店舗を商店街振興組合、商工会議所、商工会等が賃借し、新規創業店舗や経営革新店舗、コミュニティ施設などを適正に配置し、魅力ある商業施設の実現を図る事業に対して補助を行った。

○補助金交付件数 2004 年度： 2 件

(ケ) 中小商業ビジネスモデル支援事業

中小事業者による高齢化や環境といった近年の社会的要請に対応した新たなビジネスモデルの開発を支援するため、当該目的に資するような中小事業者等の調査研究、実証実験事業に対して補助を行った。

○補助金交付件数 2004 年度： 7 件

(コ) 中小商業活性化創業等支援事業（商人塾）

商店街振興組合、事業協同組合、商工会議所、商工会等が行う、既存店主やその後継者、新規開業者に対し、マーケティング等の経営ノウハウ実学を通じた接客、営業スキルを教授し、魅力ある個店作りに資することを目的とする研修事業等に対して補助を行った。

○補助金交付件数 2004 年度： 7 件

(サ) 中心市街地活性化推進事業（基金）

中小企業振興公社等各都道府県の公益法人に造成された中心市街地商業活性化基金の運用益により、TMO又は

TMOになろうとするものが行うコンセンサス形成事業、テナントミックス管理事業、広域ソフト事業等について支援を実施している。

(シ) 商店街競争力強化推進事業（基金）

中小企業振興公社等各都道府県の公益法人に造成された商店街競争力強化基金の運用益により、商店街振興組合等が行う基本構想策定事業、高齢者や障害者が利用しやすいまちづくりのための事業、商店街等の個性の創出・発展を図るための事業等について支援を実施している。

(ス) 中心市街地活性化普及啓発事業

中心市街地活性化を目的とする関係者に対して、関係法令や施策説明をはじめ、事例発表、意見交換を行うフォーラム、セミナー、ワークショップ等を開催した。

(2) 大規模小売店舗立地法に関する相談業務

「大規模小売店舗立地法相談室」において、同法に関する相談業務等を実施した（相談件数：約 120 件）。

(3) 物流効率化等

＜近畿地方総合物流施策推進会議＞

2001 年 7 月 6 日に閣議決定された「新総合物流施策大綱」では、地域における推進体制として、国の出先機関、地方公共団体、物流事業者、荷主等による地域の実情に応じた連絡体制の下、総合的な施策の推進を図ることが求められている。

近畿地域においても 2001 年度に「近畿地方総合物流施策推進会議」が設置され、〔1〕物流効率化、〔2〕情報通信技術、〔3〕環境・循環型社会の構築等、の 3 テーマを持ち回りで担当して検討を行っている。2004 年度、当局は「環境・循環型社会の構築等」を担当した。

(4) ゴルフ場等に係る会員契約の適正化

「ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律」の規定に基づく募集届出書等の受理及び指導並びに消費者からの相談業務を実施した。

(5) 市民活動活性化モデル事業（市民ベンチャー事業）

女性や高齢者を主たるメンバーとする市民活動団体等が情報ネットワークを活用した事業で、将来的に雇用の受皿、多様なサービスを供給し得るビジネスモデルを発掘・

支援するとともに、新たな社会経済ニーズに対応した多様なサービスを提供しうるコミュニティ・ビジネスやベンチャー企業へと発展することを後押しする市民活動団体等の支援機能の強化を図る「中間支援機能強化事業」を実施した。

(6) 健康サービス産業創出支援事業

多様化する国民の健康サービスニーズに対応した質の高いサービスの提供を促進するため、幅広い健康サービス関連事業者等の連携の下、地域住民等に新たな健康サービスの提供を行うための事業構築プロジェクトの事業具現化及び事業化基本計画策定を後押しする「健康サービス産業創出支援事業」を実施した。

(7) デザイン振興

管内の大学、国・自治体、デザイン団体、企業等の産学官による「近畿デザインネットワーク」をスタートした。

ネットワーク形成メンバー相互の連携と機能強化を図りながら、デザイン活用を考える企業等に対して効果的な支援を実施するための環境整備を実施した。

また、ものづくり中小企業のデザイン活用を普及・啓発すべく、「ものづくり・デザインフォーラム」を開催した。

(8) 愛・地球博

2005 年に愛知県で開催予定の「愛・地球博」の成功に向けて、PR 活動等の協力を実施した。

6. 消費者行政に関する業務

(1) 「特定商取引法」

「訪問販売」「通信販売」「電話勧誘販売」「連鎖販売取引」「特定継続的役務提供」「業務提供誘引販売取引」を規制対象とし、法違反事業者に対して法に基づく行政処分を行うため、消費者相談、申出等を端緒として、事業者の属性確認、違反事実の認定等の調査を実施した。

○2004 年度行政処分実績 2 件

(2) 「割賦販売法」

前払式割賦販売業者（許可）、前払式特定取引業者（許可）及び割賦購入あっせん業者（登録）に対する報告徴収・立入検査等の指導・監督を実施した。

○2004 年度立入検査件数 15 件

(3) 「商品取引所法」

商品先物市場の健全な運営の確保と取引の委託者保護の観点から、商品取引に係る事業を許可（経済産業省権限）するに当たり、事業者に対する立入検査を経済産業省と合同で実施した。

○2004 年度立入検査件数 6 件

(4) 「製品安全関連法」

「消費生活用製品安全法」、「ガス事業法」、及び、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に関する製造・輸入事業者の届出等の受理、届出事業者に対する報告徴収・立入検査等による指導監督及び法違反事業者に対する改善指導を実施した。

立入検査については、定期的検査を経済産業大臣指示に基づき、独立行政法人製品評価技術基盤機構が実施した（近畿経済産業局が必要に応じ同行）。

○2004 年度法違反改善指導件数 9 件

(5) 「家庭用品品質表示法」

「繊維製品（35 品目）」「合成樹脂加工品（8 品目）」「電気機械器具（17 品目）」「雑貨工業品（30 品目）」について、表示事項、遵守すべき事項に係る表示の適正化を図り、不適正表示者に対する改善指導を実施した。

全国の都道府県が実施した小売業者への立入検査結果等に基づき、報告のあった不適正表示事業者（製造業者、輸入業者等）に対して、改善を指導した。

○2004 年度不適正表示改善指導件数 16 件

(6) 計量士国家試験

「計量法」に基づく計量士国家試験について、受験願書の配布、受付、試験会場の手配等の業務を実施した。

○2004 年度受験者数 1,527 人（大阪）
7,395 人（全国）

(7) 消費者相談室

消費者相談業務を円滑に運営するため、「消費生活アドバイザー」（経済産業大臣認定事業）の資格を有する消費者相談員（非常勤職員）6 名を配置（3 名常駐／日体制）

し、電話等による相談業務に当たった。

また、相談員の資質の向上及び複雑化、専門化する相談内容に対応するため、毎月1回顧問弁護士の指導助言を受けるとともに、独立行政法人製品評価技術基盤機構と商品事故等に関する情報交換を実施した。

○2004年度相談受付件数 2,020件

7. アルコールに関する業務

(1) 概要

工業用アルコールが不正に使用されることを防止しつつ工業用に確実に供給されることを確保するため、事業者等に対して許可制を採用している。アルコールの製造、輸入、販売、使用について、許可し、事業者からの定期的な報告による事後チェック等を行い、その確認のため立入検査を実施して、「アルコール事業法」の適正な執行と厳正な処理に努めた。

(2) 管内の使用概況と業務概況

2004年度近畿経済産業局管内事業場のアルコール使用量は約8万klで全国の15.0%を占めている。主な用途は酒原料用アルコール、アルコール食品防腐剤、化粧品、石けん及び医薬品・同関連製品である。

(ア) 許可

アルコール流通管理体制の事前チェックとして許可(変更許可・届出)業務を行っている。

○2005年3月現在の許可事業者数等

許可使用者	773者
販売事業者	137者
製造事業者	3者
輸入事業者	6者
承認試験研究製造業者	2者
承認輸入業者	19者

(イ) 定期報告に基づく書類検査

毎年1回、5月末日までに前年度におけるアルコールの譲受け数量、使用数量、製品等の出来高等を記載した報告書を提出させ、回収した報告書に基づき不正使用等がないか書類検査を行った。

(ウ) 立入検査

書類検査では確認できない報告書自体の正否を法定帳簿、製造記録等で検証、使用施設等の実地確認、在庫数量

の確認等を行うため立入検査を実施している。

○立入検査件数 2003年度： 505件

2004年度： 497件

通商部

1. 国際化・通商に関する業務

(1) 関西への対日投資の促進

(ア) 関西対日投資促進協議会(K-CIP)*を活用した対日投資促進のための情報の整備・発信

対日投資促進施策において、近畿経済産業局独自の事業のほか、K-CIPによる国と地方自治体等が連携した広報活動、産業交流等の活動を展開した。

また、2003年5月、経済産業省をはじめとする関係各府省が策定した対日直接投資総合案内窓口の設置・運営に関する基本的考え方(2003年5月23日対日投資会議議長決定)に基づいて、対日直接投資総合案内窓口を投資交流促進課内に設置(2004年7月1日付け)し、対日投資に関する手続等の問い合わせに対応している。次の事項について、相談を受けてから原則として10日以内に照会者に回答している。

○当該窓口での行政サービスの主な内容

- ・投資に関する相談
- ・投資に関する情報の提供
- ・投資に関する許認可等の申請についての支援
- ・上記業務の実施の上で必要なJETRO等関係機関との連携調整等

※：関西対日投資促進協議会

関西における対日投資を広域的に促進するための組織。

(Kansai Council of Investment Promotion)

会長は、大阪商工会議所会頭。関西の自治体の商工担当部長、経済団体の専務理事等で構成。「関西国際経済交流推進会議」(1994年6月発足、2府6県の首長等で構成、近畿経済産業局長は参与)の下に1998年6月に設立。

近畿経済産業局は、大阪商工会議所とともに事務局。

(イ) 「対内投資先進地域」を目指した活動

各地域の独自の特長を生かしつつ、外国企業誘致を行う自治体等を支援する「2003年度先進的対内直接投資推進事業」(全国5地域の採択、1地域当たり6,000万円の委託費)で採択された大阪地域(大阪府、大阪市、東大阪市、

茨木市、大阪商工会議所）と兵庫地域（兵庫県、神戸市）について、実施事業のフォローアップを行った。両地域は、彩都、神戸医療産業都市のバイオ技術の集積や大阪市のロボット関連技術、東大阪市のものづくり技術の集積を活用して外資の呼び込みを図っている。

（ウ）関西投資環境セミナー

2000 年度から、関西の魅力を紹介し、関西の自治体が広報活動を行う場を提供するセミナーを開催している。これまでは、首都圏に進出している外資系企業、外国公館、外国商工会議所等を対象に、関西投資環境セミナーイン東京として開催し、関西の研究開発ポテンシャルや、産業クラスターといった地域の魅力や特色を広報することで、関西地域への外資系企業の二次進出を促していたが、2004 年度（第 5 回）は、近畿経済産業局が実施するインダストリアル・トリップとの併催事業として関西で実施した（詳細は後述：（6）（ア）に記載）。

○第 5 回関西投資環境セミナー

日時：2004 年 11 月 17 日（水） 13：00～15：00

場所：神戸国際ビジネスセンター（K I B C）

参加者数：80 名

（2）国際ビジターの誘致促進

海外資源（人、モノ、カネ、技術、情報等）の関西への流入促進は、多様な価値観の融合機会を拡大させ、イノベーションの創出を促進し、新たなビジネスの湧出につながる。

海外資源の中でも取り分け「人」に着目し、人の交流が資本の交流を先導するという認識の下、国際ビジター（観光、ビジネス、学術交流、留学等の目的を持って訪れる海外からの訪問者）の誘致を促進するために、テクニカルビジット（産業観光）及び国際的インターンシップの推進に取り組んだ。

（ア）テクニカルビジットの推進

テクニカルビジットとは、工場等の製造現場、産業博物館、研究所等産業施設を対象とした視察・訪問のことであり、産業観光、産業視察と並び産業ツーリズムを構成している。

観光の振興、特に国際ビジターの増加が国家的重要課題（訪日外国人旅行者の倍増：2010 年に 1,000 万人目標）となる中、関西の多様な産業・技術集積の魅力を海外に PR することで、アジアを中心とした国際ビジターの流入を促進し、

ビジネス・共同研究等の産業交流機会の拡大を図ることは、既存産業の新展開や新産業の創出を誘発し、ひいては雇用創出、投資促進にもつながることが期待されている。

<2004 年度の活動状況>

「国際テクニカルビジット推進連絡会議^{*}」を開催したほか、関西エリアへの外国人旅行客誘致を目的に関西経済界を中心に設立された「関西国際観光推進センター」や旅行代理店ともタイアップしつつ、〔1〕国際テクニカルビジットの推進気運の醸成を図るための国際テクニカルビジット推進セミナーの開催、〔2〕関西国際観光推進センター等の関係機関、コーディネーターとの連携による仲介・斡旋システムの構築等受け入れ体制の整備、〔3〕海外への情報発信等を目的としたモデル事業（モデルビジット）の検討などに取り組み、国際テクニカルビジットの普及に努めた。

※：国際ビジターに対するテクニカルビジットの実施を仲介・支援する中心的な役割を担う広域的ネットワーク組織として 2003 年 7 月に設置。学識経験者、経済団体、産業団体、観光関係団体、自治体、近畿運輸局等で構成される（事務局：近畿経済産業局）。

（イ）国際的インターンシップの推進

関西における国際的インターンシップを推進することは、関西企業と留学生との人的交流促進、優秀な人材確保などが図られ、将来的には新たなビジネス展開や対日投資を誘発するなど、関西企業の国際化と活性化につながるものである。

<2004 年度の活動状況>

「国際的インターンシップ推進連絡会議」（構成機関：大学、行政機関、国際交流団体、企業団体等（2004 年度末現在 38 機関））による取組として、「企業と大学等教育機関との意見交換会」を実施した。

（3）中堅・中小企業の国際事業展開支援（国際化情報ネット事業）

関西の中堅・中小企業が新たなビジネスチャンスを掴むための国際事業展開（海外販路の開拓、海外企業との業務提携、海外投資等）を支援するため、中堅・中小企業をメンバーに募り、協力専門家、国際化支援機関、外国機関等との連携の下に、メールによる情報の提供、ホームページの開設、セミナー・意見交換会、オンライン相談等の国際

化支援事業を実施した。

また、支援内容を強化するため、メンバーの意向や関心地域等を把握するためのアンケートを実施した。

○メンバー企業：150 社、協力機関：41 機関

○2004 年度に実施したセミナー・意見交換会：5 回

(4) 地域間経済交流の強化

(ア) A P E C 環境技術交流バーチャルセンター事業

本事業は、A P E C 各エコノミー（国または地域）がインターネット上に環境技術情報を発信するウェブサイト（バーチャルセンター）を開設、これをネットワーク化し環境技術情報の交流、途上国への環境技術移転、環境ビジネス交流の促進を図るものであり、1995 年の「A P E C '95 大阪会議」を契機に、関西（大商、自治体等）を中心とした日本の呼び掛けにより、A P E C の共同研究プロジェクトとして設立された。2004 年度は、各エコノミーの担当者による「A P E C 環境技術交流バーチャルセンターワークショップ」をタイ王国バンコクで開催している。

(イ) 北陸（日本）・韓国経済交流会議の開催

本会議は、1999 年 12 月、深谷通商産業大臣（当時）と韓国の鄭産業資源部長官（当時）の主催の下で開催された「第 2 回日韓官民合同投資促進協議会」における合意に基づいて設置された。韓国と北陸地域（新潟県、富山県、石川県、福井県）が共に経済発展を図っていくため、[1] パートナースhips の構築事業、[2] ソフト支援事業、[3] 調査研究事業の 3 分野で交流事業等を実施していくものである。

日本側事務局は中部経済産業局を中心に近畿経済産業局及び関東経済産業局の 3 局が合同で担当し、2000 年以来、毎年交流会議を日韓交互に開催し、日韓双方から地方自治体、経済界、企業等が参加している。2004 年度は富山市で開催した。

(ウ) 海外産品を生かした滋賀県安曇川町の地域振興支援

滋賀県安曇川町が取り組んでいる「ニュージーランド産苗のボイセンベリー（アドベリー）」を軸に新たな地場産業を興し、それを核に「まち」の活性化を図ろうとする地域産業振興事業に対して、側面的支援を行った。

(エ) Local to Local 産業交流事業（L L 事業）の支援

世界経済のグローバル化に対応し、国内の多くの地域で海外の地域と直接に産業交流を促進する動きが見られる。

ジェットロでは、このような地方自治体や商工関係団体の海外地域との技術、資本、デザイン等に係る産業交流・提携等を支援することによって地域経済の活性化に資するため、Local to Local 産業交流事業（L L 事業（期間：2～3 年間）、ミニ L L 事業（期間：1 年間））を実施している。近畿経済産業局としては管内での事業案件の採択並びに実施状況について注視している。

【近畿経済産業局管内での実施状況（2004 年度）】

○L L 事業（2 年度実施）

・神戸市（日本ケミカルシューズ工業組合）＜2003 年度採択＞

▽対象地域：イタリア・ミラノ

▽業種：製靴産業

・(財)国際デザイン交流協会＜2004 年度採択＞

▽対象地域：北イタリア

▽業種：デザイン・ビジネス

○ミニ L L 事業（単年度実施）

・東大阪市（東大阪商工会議所）＜2004 年度採択＞

▽対象地域：カナダ・ケベック州

▽業種：航空・宇宙産業

・高島市（旧安曇川町）＜2004 年度採択＞

▽対象地域：ニュージーランド・ネルソンシティ

▽業種：食品（農林水産品）

(5) F A Z（Foreign Access Zone）事業の推進

(ア) 概要

輸入促進地域の整備、対内投資事業の円滑化を目的として「輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法」（1992 年 3 月 31 日公布、経済産業省・国土交通省・農林水産省・総務省所管）が 1992 年 7 月 16 日に施行された。本法に基づき、輸入を促進する地域を指定（全国 22 地域、管内 4 地域）して、外国製品の日本市場へのアクセスの円滑化を図っている。

近畿経済産業局管内の F A Z 承認地域（4 地域）

大阪府（関西国際空港地域）	1993 年 3 月承認
大阪府（関西国際空港地域）	1993 年 3 月承認
神戸市（神戸港地域）	1993 年 3 月承認
京都府（舞鶴港地域）	1995 年 3 月承認

(イ) 支援策実施状況

輸入促進地域の地方公共団体が実施する事業（輸入促進イベント、対日投資促進事業等）に対し、補助金（本省）が交付された。

(ウ) 特定対内事業者の認定

「輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法」に基づき、製造業、卸売業等省令で定められた事業を行っている外国企業の支店等に対し、税制上の支援措置等が受けられる「特定対内投資事業者」である旨の認定事務を行っている。

○認定件数 2004 年度：0 件（相談対応のみ）

(6) 国際化関連情報の発信

(ア) インダストリアル・トリップ等による国際ビジネス交流支援事業

関西地域と諸外国との協調、相互理解の促進を図るため、JETRO、(財)貿易研修センター等の協力を得ながら、在関西の外国公館等の代表者（総領事、領事、通商事務所長等）を対象に、関西の優れた産業、企業施設等を紹介する見学ツアーを実施している。2004 年度は、関西投資環境セミナーとの併催により、大阪商工会議所主催の「グローバル・ベンチャー・フォーラム」に参加するバイオ関連外国・外資系企業をはじめ在関西領事館、商工会議所等を対象として実施した。我が国を代表する関西のバイオクラスターである「彩都ライフサイエンスパーク」及び「神戸医療産業都市」を訪問するとともに、その中でビジネス展開しているバイオベンチャーの取組の紹介や関西の優れた投資環境についてPRを行った。

日時：2004 年 11 月 17 日（水） 9:30～18:45

参加者数：80 名（16 カ国 18 機関 16 社）

(イ) 関西国際化情報ファイル

従来、関西が一体となって国際化を推進していくに当たって、その基礎となる情報は各関係機関に断片的に偏在し、総合的に一覧することができなかった。

このため、近畿経済産業局では 1997 年度から関西の国際化の現状に係る基礎的データを、「関西国際化情報ファイル」として体系的に取りまとめ、広く関係者に提供している。2004 年度 3 月版は、9 つのテーマで構成されている。

また、在関西の総領事館等からの要望により、概況を「英

語版」で作成しHPで公開した。

(ウ) 関西対日投資ガイドブック等の広報資料

自治体等の協力の下、関西における対日投資促進支援策等を「関西対日投資ガイドブック」（日本語・英語）として取りまとめ、関西に進出を考えている外国企業等に関西の投資環境を紹介している（1998 年度から継続作成）。2004 年度においては、自治体や国内外の対日投資促進支援機関等へ冊子を配布するとともに、日・英両言語版とも近畿経済産業局のホームページに掲載している。英語版については、「関西対日投資促進協議会（K-CIP）」のホームページ（英文）にも掲載しており、広く海外へも内容を紹介している。

また、「関西のライフサイエンス産業」（2002 年度作成、2003 年度改訂。）「関西の医療・福祉産業インベストメントガイド」（2004 年度）等を活用して、関西の投資環境のPRに努めている。

(エ) インフォメーションポット（近畿地域国際化関連事業情報誌）の発行

近畿地域において実施される、管内自治体、経済機関・団体、領事館等の国際化関連事業について、相互に情報を共有し、連携を深めることを目的に毎月 1 回発行した。1998 年 4 月から局ホームページにも掲載を開始している。

(7) 貿易管理

2004 年度の貿易管理関係の主要事務とその取扱件数は次のとおりである。

（単位：件）

	2004 年度
輸入の承認に関する事務	507
輸入の承認の有効期間延長の承認に関する事務	110
輸入承認証の内容の変更に関する事務	22
輸入の事前確認に関する事務	3,600
ワシントン条約違反任意放棄品処理事務	13
関税割当申請書等に関する事務	3,768
貨物の輸出の許可に関する事務	232
貨物の輸出の承認に関する事務	440
役務取引の許可に関する事務	23
国際輸入証明書の発給に関する事務	13

資源エネルギー環境部

1. 総合エネルギー対策に関する業務

(1) 総合エネルギー広報

エネルギーに関する国民の理解促進を図るため、電源立地推進調整等委託事業により、講演会や啓発イベント等の全国講演キャラバン、地方交流事業等を実施するとともに、報道関係者との意見交換会を実施した。

(2) 新エネルギーの導入促進

(ア) 新エネルギー導入支援策の実施

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」に基づき、利用計画の経済産業大臣認定を実施するとともに、新エネルギー事業者支援対策事業などにより、先進的な新エネルギー導入事業者を支援した。また、地方自治体における「地域新エネルギービジョン」策定を通じて各市町村レベルでの具体的な新エネルギー導入計画の策定を支援するとともに、新エネルギー導入に当たって、各種補助金の活用を促し、導入を促進した。

(イ) 「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」による経済産業大臣認定

「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」（2002年6月公布）に基づき、新エネルギー電気を発電し、又は発電しようとする者に対して、新エネルギー発電設備が基準に適合していることについて、経済産業大臣認定を実施した。

(ウ) バイオマスエネルギーの導入促進策

バイオマスエネルギーの導入のための取組として「バイオマス・ニッポン総合戦略（2002年12月27日閣議決定）」の趣旨を踏まえ、関係府省の8の近畿地方ブロック機関により、「近畿バイオマス・ニッポン総合戦略ブロック連絡会議」を設置し、セミナーの開催や自治体別の現地説明会など、バイオマスエネルギーの導入に向け、関係省庁、自治体、NPO法人、企業と連携した支援に取り組んだ。

また、2003年度以降、地域の実情・特性に応じたバイオマスの効果的な活用を推進するため、「バイオマス等未活用エネルギー事業調査（同実証試験費補助金）」を実施し、事業化計画作成のためのフィージビリティスタディ調査を行う自治体、企業、NPO法人等に交付している。

(エ) 新エネルギー導入のための体制づくり

新エネルギー導入促進のための体制づくりとして、クリーンエネルギー自動車（CEV）については、「近畿クリーンエネルギー自動車導入普及推進委員会（CEVかんさい）」を設け、また2002年6月には「近畿低公害車導入促進協議会」（事務局：近畿経済産業局及び近畿運輸局）を設立し、CEVかんさいを同協議会の専門部会として位置づけ、ホームページでの情報提供事業、普及広報事業とともに、具体的なプロジェクトの創出に取り組んでいる。また、燃料電池自動車については、「おおさかFCV推進会議」を設置し、展示・試乗会など普及啓発活動を展開した。

(オ) 新エネルギー普及広報事業の実施

学校、公的施設等での広報イベントや、自治体職員等を対象とした「地域エネルギー政策講座」、「地域新エネルギー出前講座」の開催等導入促進の環境づくりを積極的に推進した。

(3) 省エネルギーの推進

(ア) 産業部門の省エネ対策

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく第一種エネルギー管理指定工場の工場調査は、プラスチック製品製造業、一般機械製造業、電気機械製造業、情報通信機械製造業、電子部品・デバイス製造業の5業種を対象に実施した。

	2003年度	2004年度
第一種エネルギー指定工場数	874工場	894工場
工場調査件数	57件	155件

(イ) 民生部門の省エネ対策

省エネルギー月間（2月、8月）を中心に、街頭キャンペーンの実施、ラジオ等マスコミの活用、ポスター配布、パネル展示を行う等の普及啓発活動を実施した。また、地方自治体による「地域省エネルギービジョン」の策定を支援しており、地域レベルでの省エネルギーを推進した。

地域省エネルギービジョン策定等事業

（単位：自治体）

	2003年度	2004年度
ビジョン策定調査	4	1
詳細ビジョン策定調査（重点テーマ）	4	2
事業化F S調査	1	1

(ウ) E S C O事業の推進

ビル等の省エネ推進方策として有望なE S C O (エナジーサービスカンパニー) 事業の推進を図るため、パンフレット、リーフレットを作成し、2003 年2月には「関西E S C O事業推進連絡会議」を設置し、自治体等に対する説明会を開催して啓発を図るとともに、普及促進のための具体的対応策の検討を行っている。

2. 環境・リサイクルに関する業務

(1) リサイクル関連法令の施行

(ア) 「容器包装リサイクル法」の円滑な施行の推進

「容器包装リサイクル法」(1997 年4月施行) の円滑な実施に向け、関係団体、商工会議所等と連携を図るとともに、相談窓口を設置して積極的な対応を行った。

本法律の再商品化義務を担う事業者は、商工会議所、商工会を通じ(財)日本容器包装リサイクル協会と再商品化委託契約を締結し、再商品化義務を履行することができる。2005 年3月11日現在の契約締結事業者は、近畿経済産業局管内の **3,904** 事業者で、かなりの未契約事業者がいるものと思われ、再商品化義務不履行者(ただ乗り事業者)対策の強化が重要となっている。

2004 年度においては、大臣名による指導措置(2004 年7月9日付け)を踏まえ、2003 年度調査未回答事業者に対し再調査150社、企業情報システムより抽出事業者66社、及び過去の報告徴収事業者で未回答事業者の再調査42社などにより捕捉調査を実施した。

ただ乗り事業者と特定され、再商品化義務をすみやかに実施しない特定事業者に対しては、順次本省の法的措置(指導、勧告、公表、命令)へ移行した。

(イ) 資源有効利用促進法に基づく、紙製及びプラスチック製容器包装への識別表示等

資源の有効な利用の促進に関する法律(2001 年4月1日施行)に基づき、「容器包装リサイクル法」の完全施行により回収・リサイクルのための取組が開始されている紙製容器包装、プラスチック製容器包装が「指定表示製品」となり、識別表示が義務づけられることとなった。

2003 年4月1日より実効性を伴う罰則が適用されることとなり、引き続き、問い合わせ・通報等に対応している。

(ウ) 「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」の円滑な施行の推進

近畿経済産業局では、同法の円滑な実施に向けて、製造事業者等、及び市町村のほか、関係団体と連携を図りながら広報・啓発を行った。

また、管内の小売業者、指定取引場所、リサイクルプラントに対して「家電リサイクル法」に基づく立入検査等を実施した。

・立入検査数 2003 年度： 99 か所

2004 年度： 99 か所

(エ) 「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」の円滑な施行について

「自動車リサイクル法」(2004 年7月1日一部施行(許可の開始)、2005 年1月1日完全施行(行為義務、リサイクル料金等の預託義務発生))に伴い、その円滑な施行のため、2003 年度に引き続き自動車リサイクル法管内説明会を開催し、14,102 名(第3回～第5回合計)が参加した。また、都道府県・保健所設置市向け説明会を開催し、約300名が参加した。

本格施行となった2005 年1月1日から3月末にかけて、同法への問い合わせが殺到したが適切に対応した。

(2) 環境ビジネスの振興

(ア) 環境コミュニティ・ビジネスモデル事業

環境コミュニティ・ビジネスモデル事業の公募に対し、全国から116件(近畿16件)の応募があり、全国15件(近畿2件)の事業を採択した。

近畿経済産業局管内は、東近江水環境自治協議会が実施する「ヨシの二期作で『水ヨシ・葦ヨシ・農ヨシ』三方ヨシの環境コミュニティ・ビジネス」、京都Rが実施する「京都・学生発! 2R型ライフスタイルの浸透に向けた地域活性化のための情報共有化事業」を採択した。

(イ) 循環ビジネス人材教育事業

2004 年11月から2005 年2月にかけて、環境リスク管理コース及び環境管理手法コースを大阪において開催した。環境リスク管理コースには296名、環境経営管理手法コースには362名が参加した。また、2005 年2月に開催した総まとめシンポジウムには、52名が参加した。

(ウ) エコタウン日本縦断シンポジウム

全国のエコタウンの先進事例と管内の取組状況を広く周知するために、2005 年 2 月に大阪においてシンポジウムを開催し 184 名が参加した。

3. 石油業に関する業務

(1) 石油製品の品質確保等

(ア) 「揮発油等の品質の確保等に関する法律」(品確法)に基づく立入検査

「品確法」の遵守の徹底及び指導を目的として、給油所に対する立入検査を実施しており、登録内容等の確認と揮発油・軽油・灯油の収去、分析により石油製品の品質の維持に努めた。

・ 2004 年度立入検査実施件数：168 件

(イ) 「品確法」に基づく登録等

揮発油を販売する給油所は登録が必要であり、「品確法」に基づく新規登録、変更申請、届出等に関する事務を行った。また、給油所における揮発油の分析義務(10 日に 1 回)を軽減(1 年に 1 回)するための認定業務も行った。

・ 2004 年度末 登録事業者数 : 2,767 件

・ 2004 年度末 給油所数 : 5,861 件

・ 2004 年度揮発油品質維持計画認定：4,071 件

(2) L P ガスの取引適正化

(ア) 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」(液石法)の施行(流通面)

「液石法」に基づく流通面に関する取引の適正化に関して、関係者へ指導を行った。

(イ) 近畿地方液化石油ガス懇談会の開催

消費者・販売業者・行政関係者等からなる懇談会を 11 月 8 日開催し、液化石油ガス産業の現状と課題等についての情報提供と意見交換を行った。

(3) 「石油備蓄確保法」(備蓄法)に基づく石油販売業の届出

石油の販売事業を行おうとする者は、備蓄法に基づく石油販売業の届出が義務づけられており、開始届出、変更届出、廃止届出に関する事務を行った。

・ 2004 年度 開始届出：252 件

・ 2004 年度 変更届出：546 件

・ 2004 年度 廃止届出：311 件

(4) 石油貯蔵施設立地対策等交付金

石油貯蔵施設の設置の円滑化を図るため、1978 年に交付金制度が創設されたが、石油貯蔵施設の立地する府県・立地市町村・周辺市町村に対し、貯蔵量に応じて交付金を交付した。

・ 2004 年度交付実績：

4 府県 128 事業 686,026 千円(繰越含む確定額)

4. 鉱業に関する業務

(1) 「鉱業法」

鉱物資源の合理的開発を図ることにより、公共の福祉の増進に寄与することを目的として次の業務を行った。

(ア) 鉱業権出願の許可等

(イ) 鉱業権の内容を公示するための鉱業権の設定等の登録、鉱業原簿の謄抄本の交付及び閲覧業務

(ウ) 鉱害防止のための鉱業の実施に関する監督・指導、施業案等の審査

(2) 「採石法」・「砂利採取法」

岩石及び砂利採取に伴う災害を防止する観点から、採石業者及び砂利採取業者から業務報告書を徴収し、また、岩石の採取を終了した後の整形、緑化等の跡地処理工事を円滑に進めるために、特定災害防止準備金の認定業務を行った。

5. 電源開発・需給調整に関する業務

(1) 電源立地の推進

依然、増加傾向にある電力需要に対応し、安定的かつ低廉な電気の供給を確保するため、電源立地地点の推進を図った。



図：電源開発の状況（7地点＝原子力3、火力3、水力1）

(2) 電源開発に係る地域振興対策等

電気の安定供給の確保が国民生活と経済活動にとって極めて重要であることにかんがみ、発電用施設の周辺の地域における公共用の施設の整備を促進することにより、地域住民の福祉の向上を図り、もって発電用施設の設置の円滑化を図った。

(ア) 電源立地地域対策交付金

交付先：滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、和歌山市、御坊市、舞鶴市

(イ) 電源地域産業育成支援補助金

交付先：兵庫県御津町、兵庫県家島町、和歌山県川辺町、和歌山県印南町

(ウ) 交付金事務等交付金

交付先：滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県

(エ) 電源地域振興指導事業

委託先：(財)関西情報・産業活性化センター、(株)ジェイコム

(3) 電力需給状況調査

特定規模需要家をはじめ、大口需要の約4分の1を占める自家用発電所運転実績を取りまとめることにより、電気需給の状況を把握した。

(ア) 自家発電実績調査（毎月及び半期報）

(イ) 自家発電設備設置状況調査（年1回）

6. 電気の保安に関する業務

(1) 事業用電気工作物及び一般用電気工作物の保安確保

事業用電気工作物に係る安全管理審査を実施し、自主保安体制の確立を図るにあたって、その状況の確認、保安規程及び主任技術者に係る指導及び監督を行うため立入検査を実施した。また、保安規程及び主任技術者等の届出等を処理した。一般用電気工作物については、調査業務を行う指定調査機関の監督を実施した。

安全管理審査件数 (単位：件)

	2003 年度	2004 年度
水力発電所	0	0
火力発電所	37	28
火力発電所評定	500	598
風力発電所	2	1
送電・変電設備	0	0
需要設備	88	98

立入検査件数 (単位：件)

	2003 年度	2004 年度
水力発電所	9	9
火力発電所	20	20
風力発電所	0	0
送電・変電設備	5	10
需要設備	98	115

(2) 電気事故に係る再発防止

電気事故が発生した場合、事故後状況等の説明を受け、原因究明等事故後の方針について指導を行い、その後設置者より示された再発防止策の確認を行った。

(3) 主任技術者の免状交付

免状交付申請のあった者に対し、実務経験等の確認を行い、要件を満たす者に対して免状の交付を行った。

免状交付件数 (単位：件)

免状の種類	2003 年度	2004 年度
電気主任技術者	303	305
ダム水路主任技術者	9	9
ボイラー・タービン主任技術者	29	24

(4) 電気用品、電気工事業等の保安確保

(ア) 電気用品製造（または輸入）事業者への監督・指導
電気用品製造（または輸入）事業者等に係る届出等の処理、指導及び立入検査を行った。また、電気用品の事故等に係る再発防止策の確認及び違反事業者への対応等を行った。

(イ) 電気工事業者への監督・指導

電気工事業の業務の適正な実施を確保するため、立入検査等を実施し、指導を行った。

立入検査件数		(単位：件)	
	2003 年度	2004 年度	
電気用品	0	0	
電気工事業	8	6	

(ウ) 特種電気工事資格者及び認定電気工事従事者の認定証交付に係る審査の実施

認定の申請のあった者に対し、実務経験等の審査を行い、要件を満たす者に対して認定証の交付を行った。

2004 年度末現在の認定証交付件数 (単位：名)

年度	実施件数
特種電気工事資格者	7,911
認定電気工事従事者	8,487

(5) PCB使用機器使用状況の把握

経年劣化による電気工作物の損壊等によりPCB含有絶縁油漏洩等を防止するに当たり、PCB使用機器の使用状況を適切に把握するため、2001 年度より創設された報告制度に基づき、PCB使用機器各種届出書の受付を行い、さらに得られた情報の地方自治体への提供を実施した。

(6) 保安広報

(ア) 電気使用安全月間（8月）講習会の開催

電気事故防止、自主保安体制確立のための周知・啓蒙を図るため、毎年7～8月にかけて10か所程度で講習会を実施した。

(イ) 電気保安功労者近畿経済産業局長表彰

電気保安の優良な工場、事業所及び電気保安に顕著な功績のあった電気工事業者、個人等について毎年近畿経済産業局長表彰を行っている。また、経済産業大臣表彰候補についても推薦した。

(7) 水力発電開発の推進

将来開発される地点の発掘、計画地点の培養を目的として、発電水力調査を実施している。

(8) 廃棄物発電の導入促進

廃棄物発電促進対策費補助金の交付を実施した。

(9) 原子力施設の安全確保

原子力施設の安全を確保するため、原子力発電所の溶接安全管理審査を実施した。また、原子力発電所及び原子燃料加工施設に係る原子力災害対策の支援を行った。

7. ガス事業に関する業務

ガス事業の運営を調整することによって、ガスの使用者の利益を保護し、事業の健全な発達を図ることを目的として、ガス事業者に対する指導・監督を行った。

(1) 一般ガス事業の適正な運営確保

「ガス事業法」に基づき、一般ガス事業者のガス事業の許可、供給区域の増加の許可、供給約款の変更認可及び各種届出の受理・審査等を行った。

また、一般ガス事業者に対する料金改定等に係る立入検査を実施した。

○立入検査件数 2003 年度： 3 件
2004 年度： 0 件

(2) 簡易ガス事業の適正な運営確保

「ガス事業法」に基づき、簡易ガス事業者のガス事業の許可、供給地点の変更の許可、供給約款の認可及び各種届出の受理・審査等を行った。

また、簡易ガス事業者に対する立入検査（保安部門を除く）を次のとおり実施し、法令の遵守等について指導を行った。

○立入検査件数 2003 年度： 16 件
2004 年度： 31 件

(3) その他

(ア) ガス事業生産動態統計調査の実施

ガス事業の生産の実態を明確にするため、ガス事業生産動態統計調査を毎月実施し集計結果を公表した。

(イ) ガス料金に関する情報公開の実施

総合エネルギー調査会都市熱エネルギー部会における提言に基づきガス料金に関する情報を公開した。

(ウ) ガス事業制度の改革

「ガス事業法」の改正に伴うガス小売市場の自由化範囲拡大等のガス事業制度の改革について、ガス事業者への周知を行った。

8. 産業保安に関する業務

(1) 火薬類における保安の確保

「火薬類取締法」に基づき、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保するため、製造事業者に対する保安検査の実施及び製造施設等の変更に伴う許可事務等を実施した。

○保安検査件数 2003 年度： 5 件

2004 年度： 5 件

(2) 高圧ガスにおける保安の確保

「高圧ガス保安法」に基づき、高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保するため、高圧ガス設備の完成、保安検査機関の指定及びこれら機関への立入検査の実施等の事務を実施した。

また、高圧ガスによる災害防止のために顕著な功績のあった保安功労者、優良事業所等に対し、局長表彰を実施したほか、管内の府県の担当者からなるブロック会議を開催した。

○立入検査件数 2003 年度： 2 件

2004 年度： 2 件

(3) 液化石油ガスにおける保安確保

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき、液化石油ガスによる災害を防止し、公共の福祉を増進するため、液化石油ガスの販売事業者の登録、保安機関の認定及びこれら事業者・機関への立入検査の実施等の事務を実施した。

また、管内の府県担当者からなるブロック会議を開催した。

○立入検査件数 2003 年度： 28 件

2004 年度： 24 件

(4) ガス事業における保安確保

「ガス事業法」に基づき、ガスの使用者の利益を保護するとともに、公共の安全を確保することを目的とし、一般ガス事業者、簡易ガス事業者等の立入検査を実施するとともに、工事計画等の届出に関する事務を実施した。

また、ガス事業の保安に関し、顕著な功績をあげた保安功労者、優良事業場等に対し、局長表彰を実施した。

○立入検査件数 2003 年度： 52 件

2004 年度： 77 件

(5) 石油コンビナート等における災害防止

「石油コンビナート等災害防止法」に基づき、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害発生の防止のため、新設又は変更に係る石油貯蔵所等のレイアウト確認調査を実施した。

産業クラスター及び局のプロジェクト等

1. 産業クラスター計画の推進に関する業務

2001 年度から経済産業省で進めている「産業クラスター計画」とは、日本の各地域において、「世界に通用する新事業が次々と展開される産業クラスターを形成」していくために、地域の経済産業局が結節点となって、(1) 産学官の新たなネットワークの形成、(2) 地域の特性を活かした技術開発の推進、(3) 起業家育成支援施設（インキュベータ）・起業環境の整備を三位一体として進めることにより新事業の創出、新分野進出を促進するものである。

地域の比較優位性を踏まえて、地方自治体とも連携しつつ、近畿地域では4プロジェクト（近畿バイオ関連産業プロジェクト、ものづくり元気企業支援プロジェクト、情報系クラスター振興プロジェクト、近畿エネルギー・環境高度化推進プロジェクト）を推進した。

(1) 産業クラスター計画に関する調査・企画

産業クラスター計画の推進に関し、その効果、企業や金融機関のニーズ、他地域等での動向等のヒアリング調査を行うとともに、そのより有効かつ効果的な推進方策等について、企画・提案を行った。

(2) 対外的広報・PR及び施策普及活動

(ア) 記者会見等プレスへの対応

近畿地域における産業クラスター計画の推進について、必要に応じて記者発表等を行い、プレス対応を実施した。

(イ) 産業クラスター計画に係わるホームページの作成・運営

近畿経済産業局のホームページに、産業クラスター計画を紹介するコンテンツを作成し周知した。

(ウ) パンフレット等による広報

近畿地域の4プロジェクト全体を盛り込んだ統一的な広報パンフレット、パネル及びポスターにより広報を行った。

(エ) 施策普及活動

関係団体の会合等において、産業クラスター計画の趣旨・事業内容等を説明する等の活動を実施した。

(3) 府県・政令市等自治体の商工施策等との連携

地域産業施策の効果的・効率的な投入を図るため、経済産業省の施策だけではなく、府県・政令市等自治体のプロジェクトや商工施策と連携を図り、クラスター計画を推進した。

(4) 産業クラスター計画と知的クラスター創成事業との連携促進

「産業クラスター計画」と文部科学省が推進する「知的クラスター創成事業」の連携促進を図った。

(5) 近畿経済産業局と金融機関との連携による資金供給の円滑化

2003年3月に金融庁から発表された「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」における要請を受け、産業クラスター計画を支援することを目的として設置された「産業クラスターサポート金融会議」（管内の地方銀行、第二地銀、信用金庫、信用組合で構成）に参加した。

また、金融機関と産業クラスター関係者のとの更なる交流や、産業クラスター関係者の金融機関への要望等を把握することを目的として、「産業クラスター計画企業経営者トップ金融セミナー」を2004年9月9日に開催した。

2. 近畿地域バイオ関連産業プロジェクトに関する業務

(1) 目標

近畿地域に高い集積を有するバイオテクノロジー分野において、中小・中堅企業を対象に積極的な施策支援や情報提供を行い、バイオテクノロジー分野におけるベンチャー企業の創出や世界市場を目指す企業の成長促進を図っている。

特に、近畿地域が高い研究・産業ポテンシャルを有すると考えられる次の3つの分野を中心に発展を期待している。

(ア) 医療産業（創薬、再生医療）

(イ) 先端的分析装置産業

(ウ) 環境産業（微生物バイオ、植物バイオ）

(2) プロジェクトの現状

(ア) 参加企業数： 226 社

(イ) 連携大学・研究者数： 35 大学（研究者 58 名）

(ウ) 連携機関： 公的研究機関 15 機関

ビジネス・インキュベータ 21 施設

金融機関等 19 機関

(エ) プロジェクトの推進体制

(A) 近畿経済産業局：バイオインダストリー振興室
(2001年4月1日設置)

(B) 中核推進機関：特定非営利活動法人（NPO法人）
近畿バイオインダストリー振興会議近畿バイオ産業
クラスター部会

(参考)

<NPO法人近畿バイオインダストリー振興会議の概要>

医薬、食品、化学をはじめ、バイオテクノロジーに関連する産業群やこの分野で最高水準に位置する大学を有する近畿地域において、産学官が緊密に連携してバイオインダストリー振興のための方策を協議し、さらにその具体策の推進を図っていくことを目的に、1985年3月に任意団体として設立された。

2002年12月、NPO法人として大阪府の認証を受け、2003年4月からNPO法人として活動を開始した。

(3) 2004 年度の主な活動実績

(ア) 企業訪問等実績：103 社

(イ) 産学官連携促進活動

・セミナー、技術シーズ公開会、交流会の開催

(延べ 31 回、2,011 名参加)

(ウ) 地域コンソーシアム研究開発のフォローアップ及び新規案件の発掘

地域コンソーシアム研究開発として、バイオ分野で採択された 15 件（2003 年度：6 件、2004 年度：9 件）の研究開発委員会に出席し、進捗状況をフォローアップした。また、新たな研究開発テーマの発掘・支援した。

(エ) 情報発信

技術開発助成制度やセミナー等のバイオ関連企業に資する情報を選別して提供するメールマガジンを発信した（49 回）。

(オ) 他機関等との連携による事業の拡大

文部科学省の「知的クラスター創成事業」で選定された大阪北部地域（彩都メディカルクラスター構想）、神戸地域（再生医療等の先端医療クラスター形成に向けたトランスレーショナルリサーチ）、関西文化学術研究都市地域（ヒューマン・エルクユープ産業創成のための研究プロジェクト）について、各クラスターの委員会へのオブザーバー参加等、緊密な連携を図った。

(カ) 若手研究者とのネットワーク形成

近畿バイオインダストリー振興会議が中心となり、幅広い分野から、関西のバイオのニューリーダーとも言える大学の研究者（22 名）を集め、「関西バイオの未来を考える会」を立ち上げた。

(4) 近畿地域バイオ関係事業推進に関する検討会議

(ア) 関西バイオ推進会議

2001 年 7 月 12 日に、近畿経済産業局管内の各自治体、関係機関におけるバイオ関連事業に関する意見交換を行うため、バイオ関連プロジェクト情報交換会プロジェクトを、近畿経済産業局主催により開催した。そこで、管内のバイオ関連プロジェクトを調整する場の必要性（大阪府が関係機関間を調整）が確認された。

その後、2001 年 7 月 24 日に大阪府、関西経済連合会、大阪商工会議所の呼び掛けにより、関係機関の事務担当会議を開催した。近畿地域のバイオ関係プロジェクトに関す

る情報交換の場の必要性を提言した。

2001 年 8 月 27 日に、井村神戸医療産業都市構想研究会会長、岸本大阪大学総長、秋山関西経済連合会会長、田代大阪商工会議所会頭、太田大阪府知事が呼び掛け人となって、第 1 回関西バイオ推進会議を開催した。同会議において「関西バイオサイエンス推進宣言」が打ち出された。

第 2 回推進会議（2002 年 6 月 17 日開催）にて「基本構想」を策定し、第 4 回推進会議（2004 年 5 月 17 日開催）では、関西圏ライフサイエンスプロジェクトの進捗状況並びに 2005 年度要望（案）について審議を行った。

(イ) 大阪圏ライフサイエンス推進協議会

2001 年 8 月 28 日、内閣都市再生本部（本部長：内閣総理大臣）の第 3 回会合において、「大阪圏におけるライフサイエンスの国際拠点形成」が第 2 次都市再生プロジェクトの一つとして決定した。

大阪圏の連携体制を支えるため、国においても関係各省等からなる協議の場を設けることにより、総合的な支援を集散的に推進することを役割とする大阪圏ライフサイエンス推進協議会を 2001 年 11 月 30 日に設置した。

本協議会は、関係府省（内閣都市再生本部、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、経済産業省）、関係自治体（大阪府、京都府、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、三重県、神戸市、京都市、大阪市）、関係団体（関西経済連合会、近畿商工会議所連合会）で構成されている。

なお、第 4 回協議会（2004 年 7 月 20 日開催）では、関西バイオ推進会議で策定された「基本構想」に基づき、地元と関係府省の連携について意見交換が行われた。

3. ものづくり元気企業支援プロジェクトに関する業務

(1) プロジェクトの概要

近畿地域は、独自の高い技術や製品開発力を有した多種多様なものづくり企業群が集積するとともに、理工系大学等の研究ポテンシャルも非常に高い。

このようなポテンシャルを背景に、近畿経済産業局の職員が結節点となって、産学官の広域的な人的ネットワークの形成を促すとともに、そのネットワークを活用し、独自の高い技術力や新製品開発力を背景に新分野への進出や新製品開発に取り組む「ものづくり元気企業」を支援する。

(2) ものづくりクラスター協議会の概要

「ものづくり元気企業支援プロジェクト」を円滑に推進するため、産学官で構成する「ものづくりクラスター協議会」を設立した。

- ・ 設立日：2002年6月14日（金）
- ・ 対象地域：近畿地域全域
- ・ 対象産業：主として製造業
- ・ 事業内容 情報提供事業
産学官連携促進事業
販路開拓支援事業
- ・ 会員数 934（2005年3月末日現在）

(3) 主な事業内容

(ア) 情報提供事業

(A) データベースの作成、更新

会員企業の優れた技術、商品及び大学・高専、公的研究機関の研究者情報等について、データベースを作成、更新した。

(B) ホームページ、メールマガジンによる情報の提供

ものづくりクラスター協議会のウェブサイトを開設し、技術開発関連補助金等の支援施策情報、産学官交流会・セミナー等のイベント情報、会員企業の技術及び商品情報、大学・高専、公的研究機関の研究者情報等を提供した。

また、メール配信サービスにより施策情報及びイベント情報等を提供した。

(C) 専門家派遣事業の実施

会員企業の様々な課題解決のため、関係機関と連携して専門家の派遣を行った。

(イ) 産学官連携促進事業

(A) 「テーマ提案型」研究会

協議会の有する産学官の広域的な人的ネットワーク等を活用することにより、迅速かつ効果的な事業展開が期待される新製品開発の共同研究テーマを募集し、応募のあった研究グループに対し、経営マーケティングや技術開発を促進するための施策活用に関する助言等を実施することにより、事業化に結びつく新製品等の開発を支援した。

(B) 「分野設定型」研究会

企業ニーズに即した研究テーマを協議会として選定し、産学官の共同研究開発プロジェクトの立ち上げを目指した研究会活動を実施している。2004年度は、「レーザ微細加工技術研究会」、「微細精密金型加工研究会」、「表面処理技術研究会」、「センサ技術実用化研究会」の4研究会を推進した。

(C) 「先端技術セミナー発展型」研究会

協議会会員企業の知見の向上と先端技術を活用した産学官連携による新事業の創出を図るため、最先端の技術動向等を紹介するセミナーを開催するとともに、大学等研究機関の施設見学を実施した。

(ウ) 販路開拓支援事業（売れるものづくり相談会の開催等）

会員企業の新技術・新商品の販路・マーケティングアドバイスをを行うため「売れるものづくり相談会」を開催したほか、海外販路開拓セミナーやテーマ提案型研究会への専門家派遣事業を実施した。

(エ) 企業訪問の実施

会員企業の課題解決や施策ニーズの把握並びに施策情報等の提供を行うため、近畿経済産業局が地元自治体、公的研究機関及び産業支援機関と共に企業訪問を実施した。

(オ) 近畿産学官連携技術シーズ発表会の開催

中小企業において活用可能な大学等の技術シーズを発掘するとともに、中小企業の技術ニーズに応じたマッチングを図るため、近畿地域等の大学、公設試験研究機関、TLO等の協力を得て、広域連携による、技術分野毎の技術シーズ発表会を開催した。

(4) 2004年度の主な取組

(ア) 産学官連携促進事業

(A) 「テーマ提案型研究会」

研究テーマ発表会 1回開催

フォローアップのための企業等訪問 14件実施

(B) 「分野設定型研究会」

4分野において、セミナー等 32回開催

(C) 「先端技術セミナー発展型研究会」 3回開催

(イ) 販路開拓支援事業

(A) 「売れるものづくり相談会」 6回開催

(B) 「テーマ提案型研究会に対する経営・マーケティング

グ指導」 5 件実施

(C) 「海外販路開拓支援セミナー」 1 回開催

(D) 「ものづくりマッチングプラザ」 1 回開催

(ウ) 「近畿産学官連携技術シーズ発表会」の開催：6 回

4. 情報系クラスター振興プロジェクトに関する業務

(1) 趣旨、目的

本プロジェクトは、関西の情報系企業が、互いの経営資源を最適な形で補完しあえる企業間のアライアンスや、産業支援機関、大学等とのコラボレーションを効率的・効果的に行えるシステムを構築するものである。このシステムにより、関西地域に数多くの情報系の産業クラスターが創出され、その中から世界に通用する関西発の新技术、デファクトスタンダード、ニュービジネス等が創出されることを目指している。

(2) 体制

(ア) 推進組織名：関西 I T 共同体 (K I S S)

(イ) 事務局：(財)関西情報・産業活性化センター

(ウ) 参加企業数：482 社 (2005 年 3 月末現在)

(エ) 自治体：2 府 5 県 3 政令市

(オ) 大学・研究機関：18 (研究者 74 名)

(カ) I T 系インキュベータ：14

(キ) 運営企画会議メンバー：6

(ク) その他連携機関：2

(3) 事業概要

(ア) ネットワーク形成事業

会員企業間連携の促進、新事業の創出、販路の開拓等に資するため、参加企業の新商品や新サービスに関する調査を実施し、連携促進・販路開拓支援のためのブックレット「かんさい I T ナビ」を編集し 2,000 部発刊した。

(イ) 連携促進事業

(A) C Q 交流会

会員企業間のアライアンスやコレボレートを目指し、テーマを絞り込んだ少人数の交流会を 3 グループ (2003 年度から継続の 2 グループを含む) 形成した。

このうち 1 グループが C O 企画室へ発展した。

(B) C O 企画室

C Q 交流会等のクラスター活動を通じ形成された、具体的な商品・サービス開発を目指すグループを 4 グループ形成した。

(C) フォーラム

関西 I T 共同体の 2004 年度事業の総括及び会員相互の連携を深めるためのフォーラムを 5 回開催し、計 473 名の参加を得た。

(D) コーディネータマッチング事業

企業間マッチングにより会員企業の販路開拓等を支援するため、2 名のコーディネーターに委嘱し 8 社延べ 20 回のコーディネート活動を行い、販路開拓 3 件成約と S O B A プロジェクトの事業化支援を実施した。

(E) 特定 I T コミュニティ創成プロジェクト

特定分野のグループを重点的に支援することによりクラスター内クラスター (コミュニティ) を形成する活動を行い、「コミュニケーションデザインフォーラム (C D e F)」を形成し、活動会議を 8 回実施した。

(ウ) 販路開拓支援事業

< I T ビジネス・キャラバン >

会員企業の販路開拓に資するため、会員企業が自らの製品やサービスを製造業、建設業界等他業種へ売り込むための販路マッチング会を 4 回開催し、209 名の参加を得た (計 27 社から発表)。

(エ) 情報提供事業

(A) 関西 I T ゼミナール

会員企業に、関西を中心とした大学・研究機関の研究者の情報産業に係る最先端技術情報やユニークな I T 関連ビジネスで活躍している企業の取組等を紹介するゼミナールを 6 回開催し、計 211 名の参加を得た。

(B) 会員企業への情報提供事業 (ホームページ・メールマガジン)

ホームページによる入会処理、関西 I T 共同体活動状況報告、企業データベースの整理等を実施した。

関西 I T 共同体各種イベント参加募集、各種施策情報、関係機関イベント案内をメールマガジン「K i s s N e t - ニュース」により配信した (2004 年 4 月 1 日 ~ 2005 年 3 月 31 日で 133 通配信)。

5. 近畿エネルギー・環境高度化推進プロジェクトに関する業務

(1) 趣旨、目的

エネルギー・環境関連メーカー及び関連研究基盤が集積する近畿地域において、エネルギー・環境分野における事業化アイデアを広く取り上げ、きめ細かな支援を継続的にを行い、事業化を実現していくことを通じて、参加者間の知識・経験の共有を図りつつ、自律的に発展していくクラスターの形成を目的とする。これによりエネルギー・環境分野において地域経済を支え、世界に通用するような企業・産業を創出し、併せてエネルギー高度利用社会の実現を目指す。

(2) 推進体制

- (ア) 推進組織名：特定非営利活動法人近畿エネルギー・環境高度化推進ネットワーク（NPO-EEネット）
- (イ) 参加企業数：139 社（2005 年 3 月末現在）
- (ウ) 大学・研究機関：11
- (エ) 連携産業支援機関：15

(3) 2004 年度事業概要

エネルギー・環境分野においては、近畿地域の企業・大学・産業支援機関等の情報を収集・集積し、広域的な連携を促進する機能が必要であるという認識に立ち、近畿地域の企業・大学・産業支援機関等にエネルギー・環境分野への理解を一層高め、多様な企業・大学・産業支援機関等から参加者を募り、事業化を目指す個別プロジェクトを形成することにより、参加メンバー間の知識・経験の共有を通じて経営資源や産業支援機能の相互補完を図りつつ、広域的な人的ネットワークの深化・拡大を行った。

(ア) ネットワーク形成事業

- ・NPO-EEネット会員名簿作成

エネルギー・環境分野の製品開発や産業創出を支援するNPO-EEネットの会員名簿を作成し、会員情報を広く配布し、企業・大学等とのネットワーク形成、マッチングを促進した。

(イ) 新商品・技術評価事業

- ・個別プロジェクト形成事業

近畿管内大学の有する技術シーズの事業化を図るため、会員をはじめとした多くの関係企業に参画してもらうこ

とを目的に技術シーズ発表会を行った。

技術シーズ発表会后、テーマ毎に参画希望企業を交えて研究会を開催し、10 テーマの技術シーズをテーマ毎に事業化推進アドバイザー・NPO-EEネットコーディネータを任命し、ブラッシュアップ活動を行った。

(ウ) 連携促進事業

- ・エネルギー・環境高度化セミナーの開催

市場化テーマ・プロジェクトの輩出が期待される有望分野等について、技術シーズ・製品情報及び最新の市場動向を発表するセミナーを開催し、交流会を通じて個別プロジェクト形成のための参加者を募るとともにアンケートにより、参加者が感心を有する技術シーズ等の把握を行った。

(エ) 情報提供事業

- ・ホームページ等による情報提供

ホームページの内容充実と定期的なメールマガジン発行により、クラスター参加企業等に施策・イベント情報等を提供した。

- ・エネルギー・環境総合フォーラム 2005 の開催

エネルギー・環境分野の技術シーズ・製品情報等を総合的に網羅したパネル展示を開催し、関係企業をはじめとする来場者により多くの具体的情報を提供し事業の拡大・マッチングの創出を図った。また、基調講演・特別講演をはじめ、ブラッシュアップ活動を実施している大学の技術シーズについては、ブラッシュアップの成果発表も含めた技術シーズ発表会を開催した。

